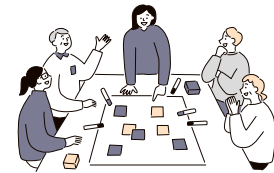


資料編

本章では、総合計画の「策定の趣旨」や「策定の背景」など、策定にかかる資料をまとめています。



資料編

1

策定の趣旨

※掲載しているグラフや表の数値（割合）については、小数点以下の端数処理等により、合計が100%にならない場合があります。

本市は、神奈川県を中心に位置し、相模川の右岸に開けた扇形の地形で、西北部には丹沢山地が連なり、豊かな自然に恵まれています。また、市域の南部に東名高速道路や新東名高速道路、東端に圏央道が通る広域交通の要衝の地になっており、地理的な優位性をいかし、多くの企業や大学が集積しています。

こうした中、令和3(2021)年度から12年間を計画期間とする、第10次厚木市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきましたが、この間、市民生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の5類移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会・経済環境は大きく変化してきました。

また、人口減少や超高齢社会の進展、大雨や大型台風等の気象災害の激甚化や都心南部直下地震*の発生リスクが高まる等の様々な変化に対応すべく、現状の評価・分析を行うとともに、変化を見据えたまちづくりが求められています。

このような変化を踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、目指すべきまちの姿、これを実現するための政策・施策について、改めて見直しを行い、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を見通した第11次厚木市総合計画を策定しました。



2

策定の背景

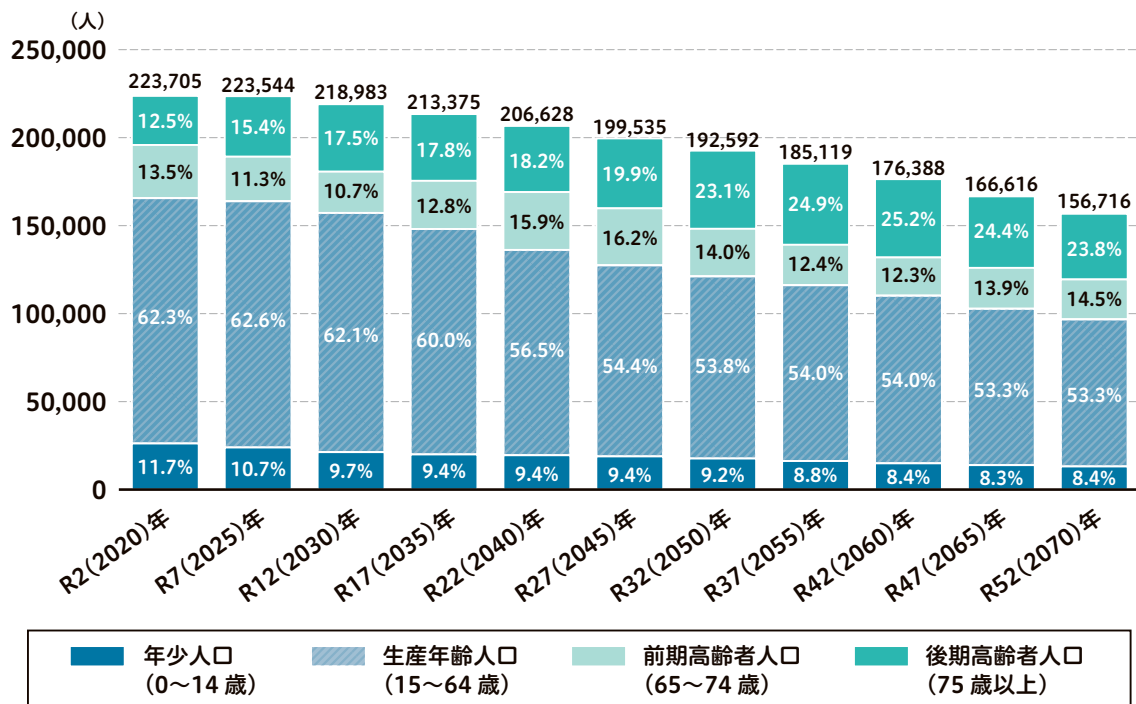
本市を取り巻く社会経済情勢の変化は、行財政運営の様々な分野に大きく影響を及ぼしており、留意すべき事項は、次のとおりです。

(1) 人口減少・超高齢社会の更なる進展

本市の人口は減少傾向が続いており、令和52(2070)年に約15万6千人になると予測されています。また、生産年齢人口(15～64歳)の割合は令和2(2020)年には62.3%でしたが、30年後の令和32(2050)年には53.8%となり、約10ポイント減少する見込みです。一方で、65歳以上の老年人口の割合は令和2(2020)年は26.0%でしたが、令和32(2050)年には37.1%と増加が見込まれます。こうした中で、労働力の減少による地域経済の活力低下や扶助費*・医療費等の社会保障関連経費の増加、地域の社会・経済活動の担い手等の不足が懸念されています。

人口減少を受け止めた上で、持続可能なまちづくりを行うとともに、こどもから高齢者まで誰もが自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる「地域包括ケア*社会」の実現が求められます。

■ 今後の人口の見通し (年齢4区分別人口)



※老年人口は、前期高齢者人口と後期高齢者人口の合計です。

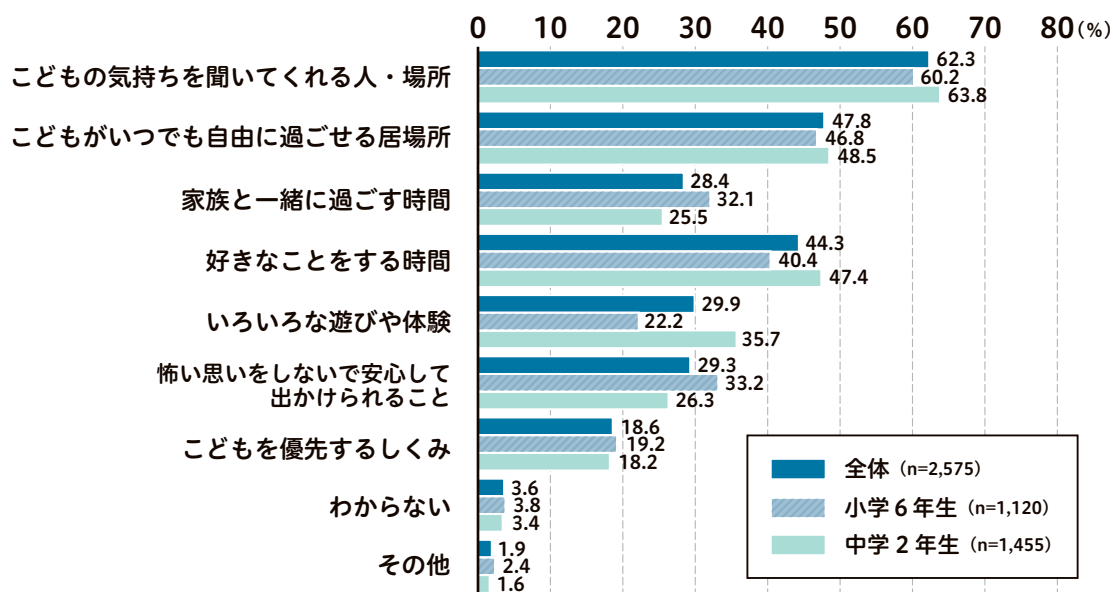
出典：「厚木市人口ビジョン」から作成

(2) こどもまんなか社会の実現

全国的に、急速な少子化の進行や人口減少に歯止めがかからない中、こども基本法に基づく国の「こども大綱」では全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング*）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。本市においても、こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、本人にとっての最善の利益を第一に考えながら、こども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するとともに、社会全体で子育てに対する理解を深めることが求められます。

■ GIGA スクール端末*を活用した小・中学生へのアンケート結果

あなたが考える「こどもまんなか社会」をつくるために何が重要だと思いますか。（三つまで）



出典：厚木市「こども・若者の意向調査結果」から作成

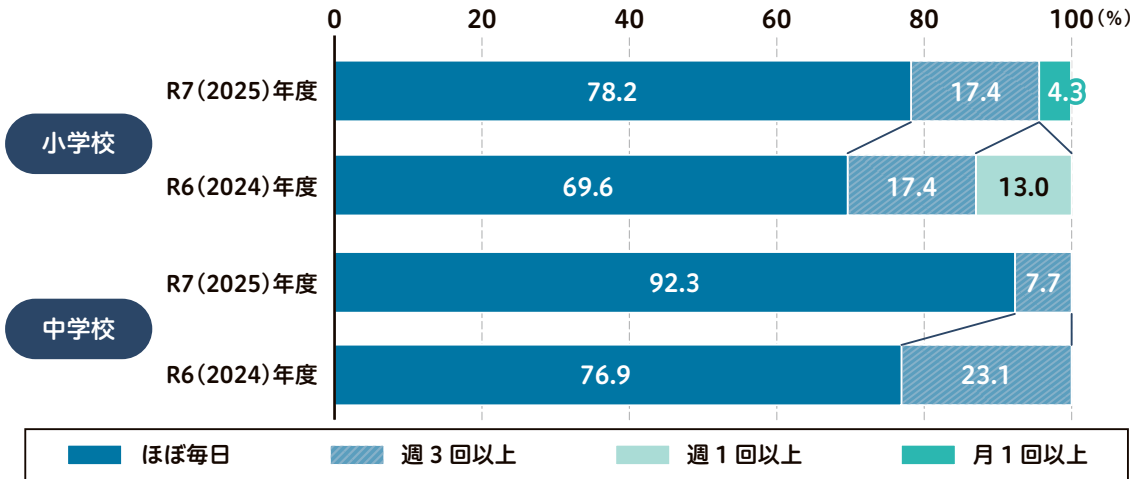
(3) 多様な教育ニーズへの対応

多様なこどもたちが共に生活する小・中学校では、全てのこどもの可能性を引き出すための教育環境の整備が必要とされています。こうした中で、学びの場において、GIGAスクール端末などのICT*環境を最大限に活用した「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」を一体的に充実させる授業づくりや、児童・生徒一人一人の個性を「長所・強み」と捉え、不登校や外国籍児童・生徒などを含めた様々な支援機能を活用することで個性を伸ばすインクルーシブ教育*システムの充実が求められています。

また、地域コミュニティの活性化や多様なニーズに対応した社会教育の充実に向けて、家庭・地域・社会教育施設の更なる連携強化による多様な学びの場の提供が必要となっています。

さらに、人生100年時代において、社会人の学び直し（リカレント教育）の必要性が高まっており、市内大学・市民団体との連携による講座を始めとする幅広い生涯学習の場の提供など、「いつでも、どこでも、誰でも、気軽に学習することができる環境」の充実が求められています。

■ ICT*機器を活用した授業の実施頻度



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査（学校質問）」から作成

(4) 女性の活躍促進

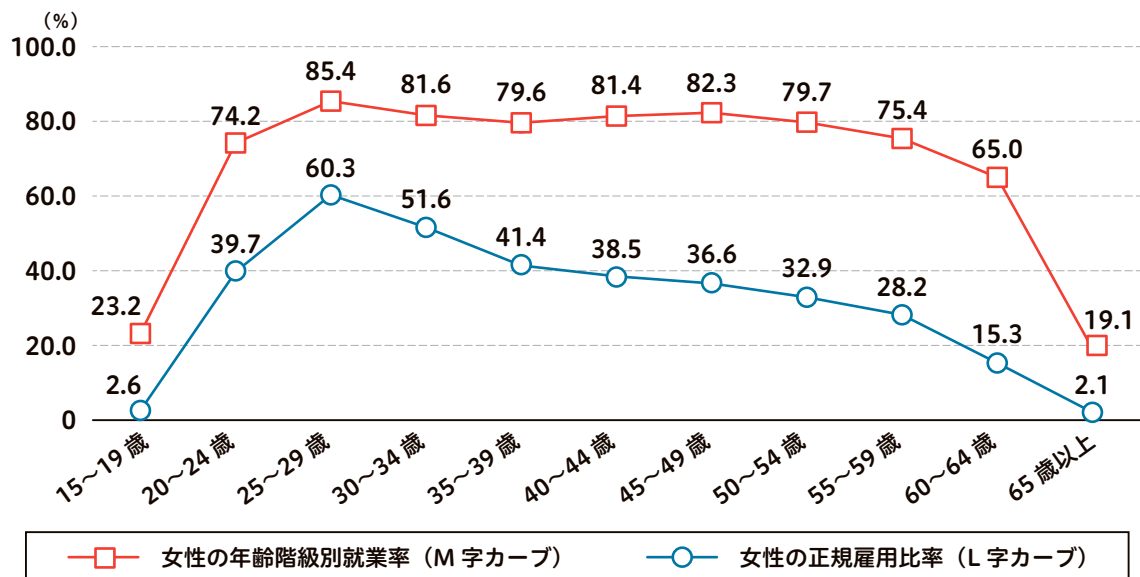
我が国における女性の就業率は増加傾向にある一方で、出産後の正規雇用率が低下する「L字カーブ」が課題となっており、性別に関わりなく全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくりを進める必要があります。

また、出産・育児や介護を始めとしたライフイベントとキャリア形成の両立に向けて、多様で柔軟な働き方の推進、男性の育児休業取得促進などの共育での実現に向けた取組などが求められます。

さらに、働く女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、健康診断の推進や休暇制度等の福利厚生の充実、性差に対する理解の促進やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消を図り、自分らしく生きられる家庭・職場・地域等の環境づくりが求められます。

このほか、女性をめぐる課題は生活困窮、配偶者、パートナー等からの暴力被害、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、複雑化・多様化・複合化しているため、困難な問題を抱える女性のニーズに応じた切れ目のない支援を行うとともに、相談体制の充実や啓発活動等に取り組む必要があります。

■女性の就業状況（令和6（2024）年）



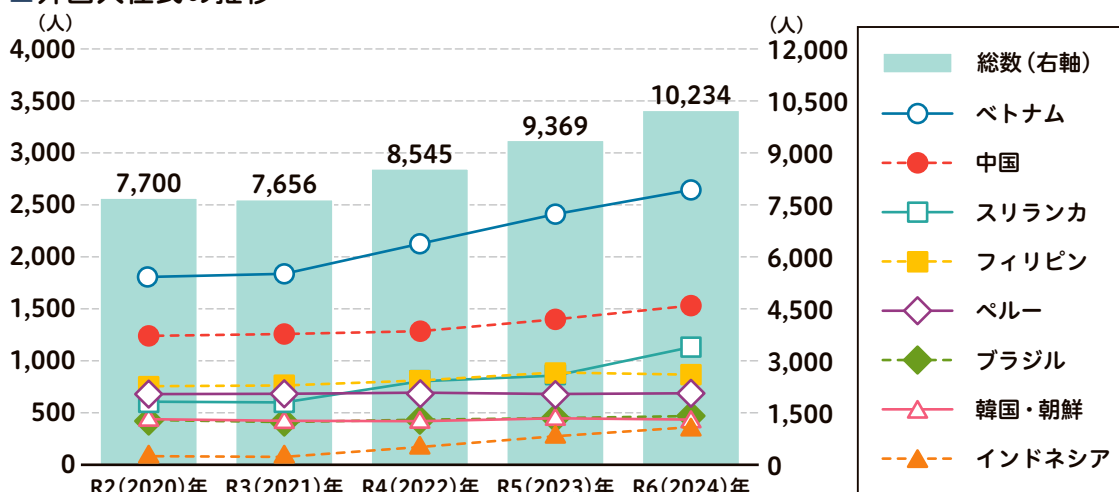
出典：総務省「労働力調査」から作成

(5) 多文化共生への取組

本市在住の外国人住民は、新型コロナウイルス感染症拡大による渡航制限の影響を受け、令和2(2020)年から令和3(2021)年まではほぼ横ばいでしたが、近年増加傾向にあります。今後、在留資格「特定技能」*の対象拡大などを背景として、更に増加することが見込まれます。

外国人住民が快適な地域生活を送れるよう、日本語教育を充実させるなどの支援を行うとともに、異文化交流や円滑なコミュニケーション及びネットワーク形成等を図り、国籍の異なる人々がお互いの違いを認め合い、共に社会を支え合いながら暮らすことができる多文化共生のまちづくりが求められます。

外国人住民の推移



※総数には、直近の上位8か国以外の国も含まれています。

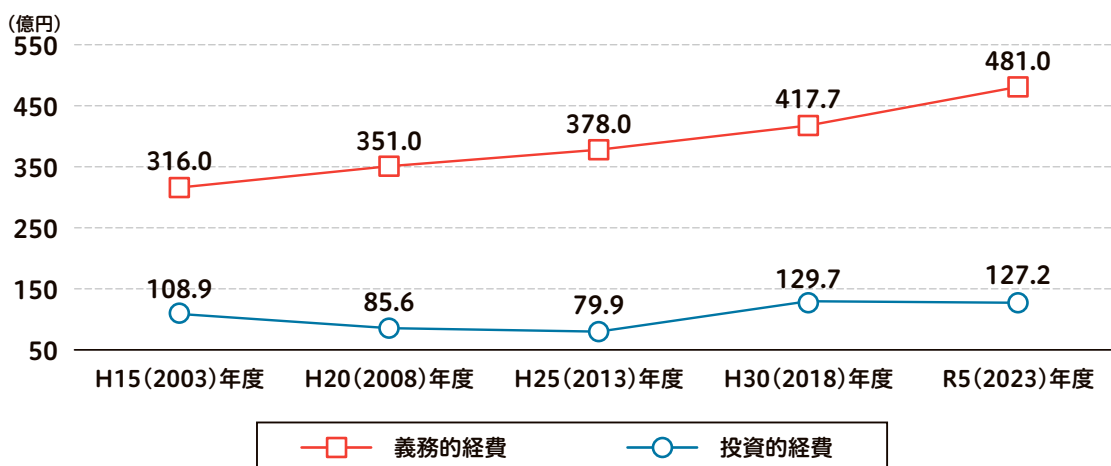
出典：厚木市「統計あつぎ」から作成

(6) 財政の状況

本市は、昭和39(1964)年度から普通交付税不交付団体*として自主自立した財政運営を維持していますが、扶助費*(社会保障に要する経費)を始めとする義務的経費*が増加傾向にあるほか、経常的な経費の増加が見込まれています。

引き続き自主自立した財政運営を維持していくため、将来の税収につながる都市基盤整備、適切な公共施設の管理や事業の選択と集中による支出の削減など、効率的かつ効果的な財政運営を図ることが必要です。

義務的経費と投資的経費の推移



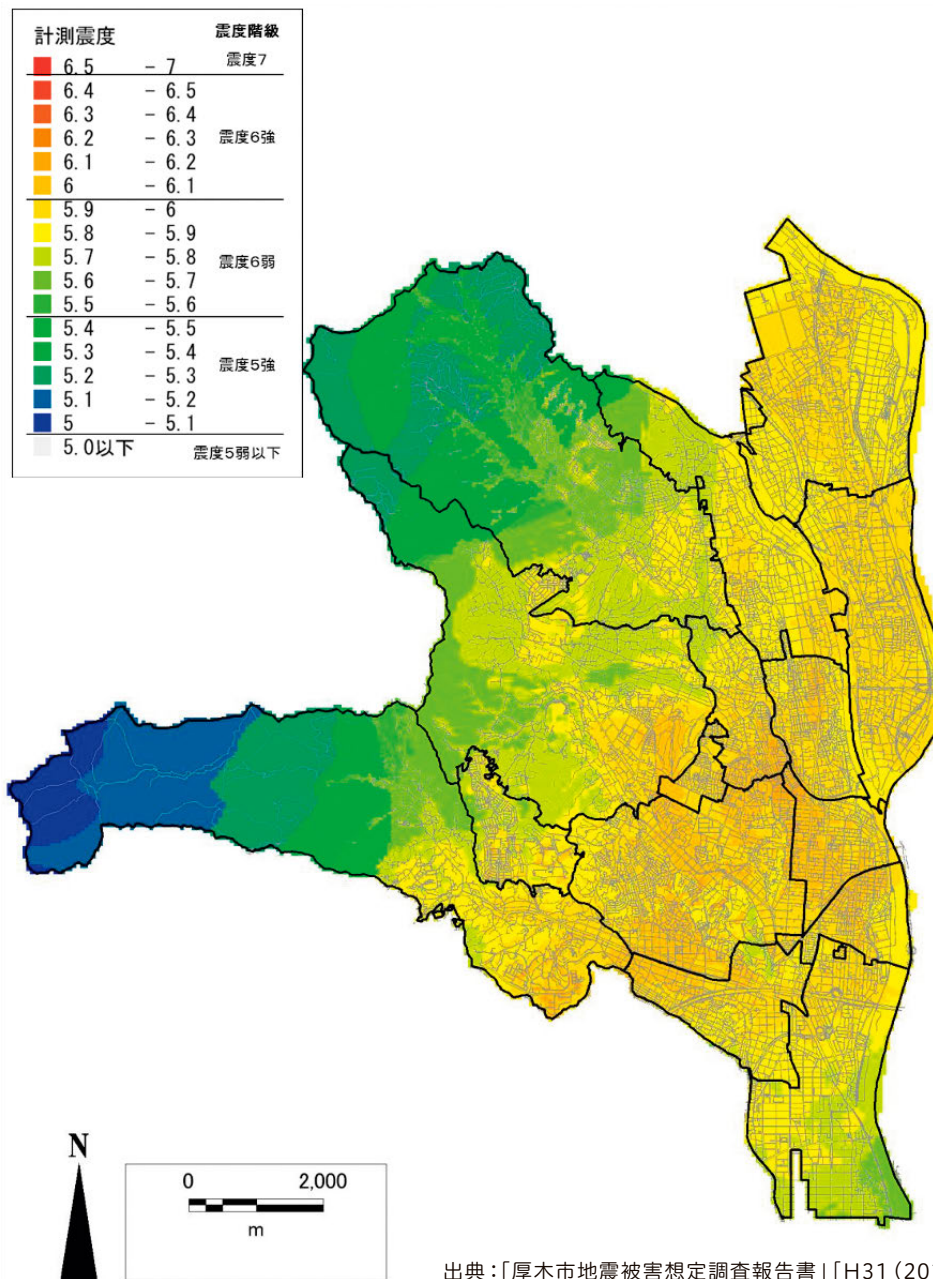
出典：厚木市「あつぎの財政状況 2024」から作成

(7) 自然災害への対応

近年、地球温暖化の影響により、大雨や大型台風等の気象災害が激甚化しています。また、都心南部直下地震*や南海トラフ巨大地震*などの大規模地震発生リスクは時間の経過とともに高まっています。さらに、活火山である富士山や箱根火山等の本市西方諸火山が噴火した場合、本市域においても、降灰、小さな噴石、降灰後土石流の発生等、火山災害による被害が想定されています。自助・共助・公助*の連携を強化し、災害から命と暮らしを守るまちづくりがより一層必要となっています。

経年劣化が進む道路・下水道といった都市インフラの効果的な更新によって、老朽化による事故の未然防止や防災・耐震性能の向上を図るとともに、災害からの早期復興に向けた事前準備を充実させるなど、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策の強化・充実を図る必要があります。

■ 都心南部直下地震震度分布図

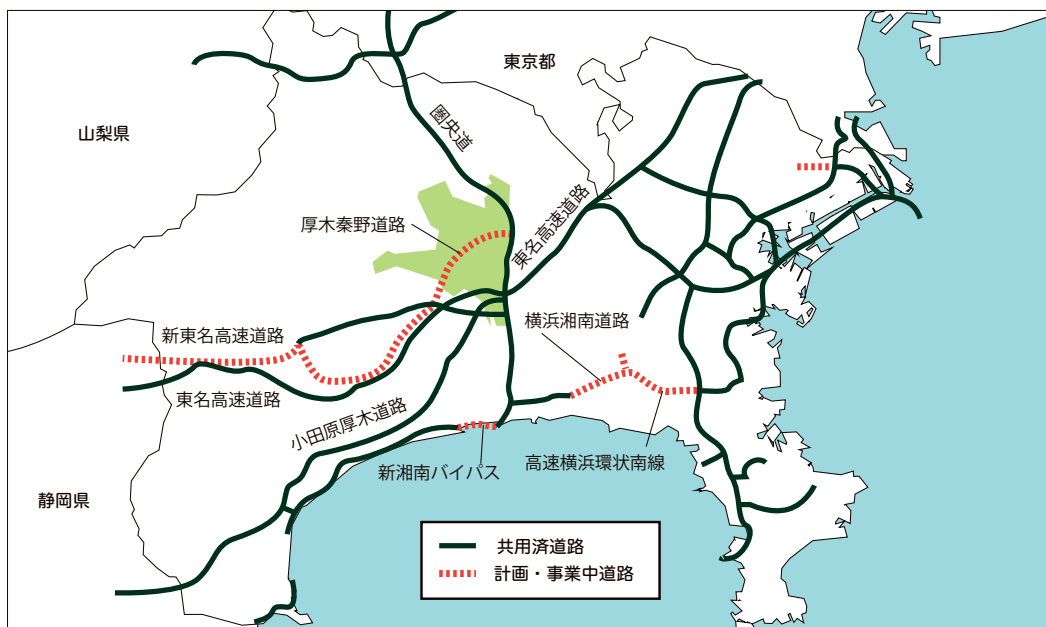


(8) 交通環境の維持・向上

本市の広域道路ネットワークは、東名高速道路が横断し、圏央道が縦断する広域交通の要衝の地となっています。さらに、現在整備が進められている厚木秦野道路が完成することにより、市内に7か所のインターチェンジが配置され、経済・文化の発展、観光振興などの面において、一層の効果が期待されています。今後、交通利便性の高い地区においては、周辺の住環境や自然環境への配慮が求められます。

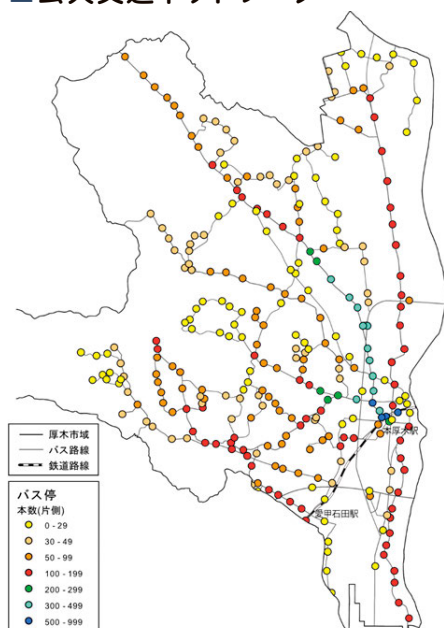
また、市内には、本厚木駅と愛甲石田駅周辺を中心に放射状に幹線道路が伸びており、これらの幹線道路には、郊外や市外に向け多くの路線バスが運行され、市街地の広い範囲をカバーしています。人口減少・超高齢社会が進展する中、路線バスの利便性の維持・向上を図るとともに、公共交通不便地域における日常生活に必要な移動手段の確保に取り組む必要があります。

■神奈川県の高規格幹線道路等の整備状況



出典：厚木市作成

■公共交通ネットワーク



出典：国土交通省「国土数値情報」から作成

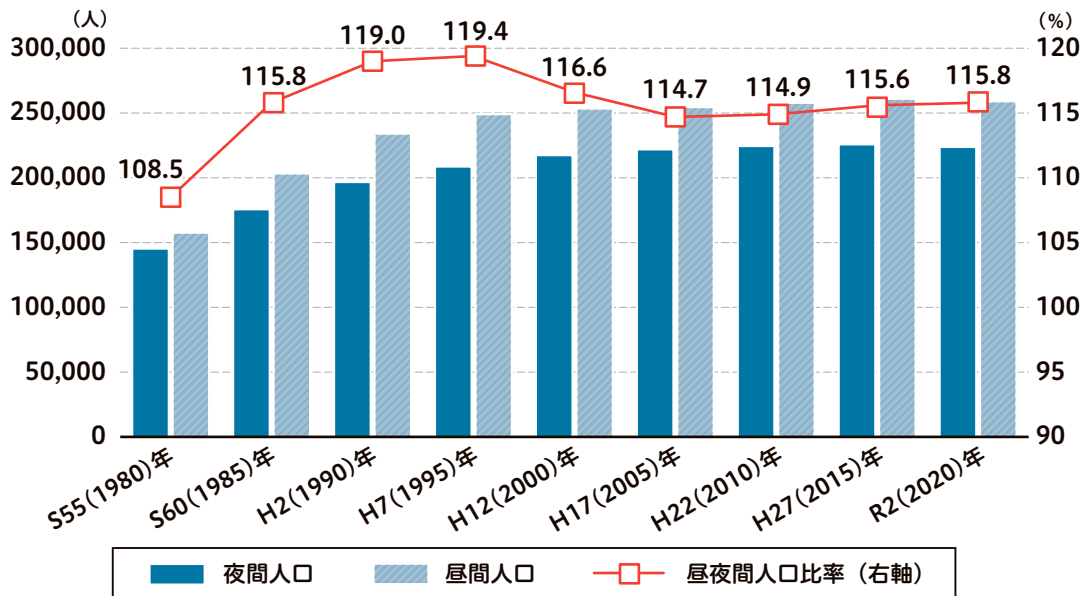
(9) 地域特性をいかした経済の活性化

本市では、多くの企業や大学が集積しているため、昼夜間人口比率*が全国的に高い水準となっていることや交通の利便性の高さ等から、多くの人が集まりやすい環境となっています。その特性をいかして、持続可能な市内経済の実現を図るため、企業の支援や就職支援等を行い、誰もがやりがいを持って働くことができる環境の整備が求められます。

また、新たな産業用地を創出するとともに、市民の雇用機会の拡大や産業の活性化に資する経済波及効果の高い産業の誘致が必要です。

さらに、スポーツ・文化芸術・歴史などの地域資源を最大限活用した高付加価値型*の産業・事業を創出するとともに、人口減少に伴い、人材や労働力が希少となることを見込んで、地域に密着した産業やサービスを支える人材の育成・確保が求められます。

■厚木市の夜間人口、昼間人口、昼夜間人口比率の推移



出典：総務省「国勢調査（各年）」から作成

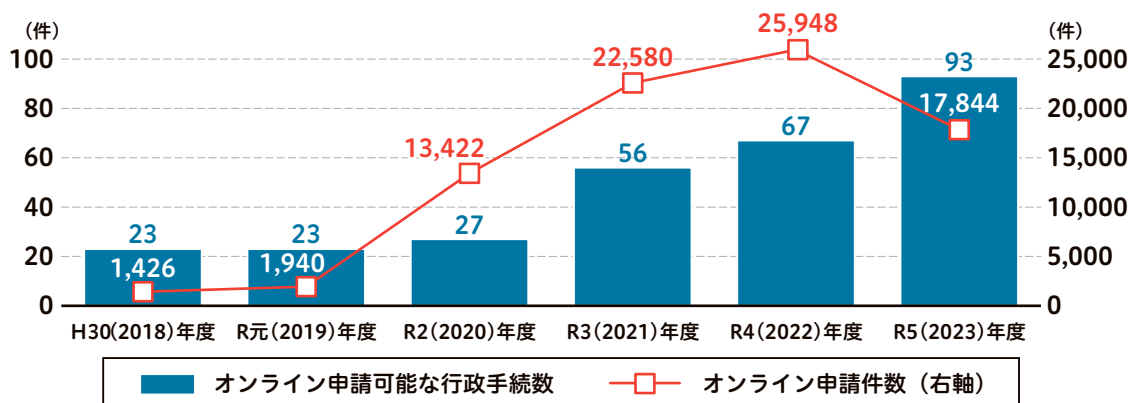
(10) デジタル化の更なる進展

コロナ禍を契機に行政手続のオンライン化が進んだことにより、デジタル化による市民の利便性向上、行政サービスの効率化を図る取組やDX*推進による地域の課題解決や魅力向上などの取組が必要となります。

また、年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが利便性を享受できるデジタル社会の実現が求められていることから、デジタル機器やデジタルサービスの不慣れな方に対して、機器の操作方法等の支援を行う相談窓口を設置するなど、情報格差に配慮した取組が必要です。

今後、更に少子高齢化や人口減少が進み、行政の人的資源が減少する中で、多様化する市民の生活スタイルやニーズに対応するには、新たなデジタル技術やツールなども活用しながら、行政サービスに係る業務内容やプロセスを再構築していく必要があります。こうした取組により、行政における業務の効率化、市民サービスの向上、持続可能な行政サービスの提供体制の確保を図ることが求められます。

■ e-kanagawa 電子申請システムによるオンライン申請可能な行政手続数、オンライン申請件数の推移



※令和4年度から5年度にかけての申請件数の減少については、粗大ごみの収集申込み(令和4年度件数:8,707件)が別システムに移行したことによるものです。

出典：厚木市作成

(11) SDGs への取組

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの達成に向けては、あらゆる人々の活躍の推進を始め、生産性向上や地域活性化への取組、気候変動対策や循環型社会*の構築、生物多様性*や森林等の環境の保全など、先進国を含む全ての国が、世界の課題解決という視点を踏まえながら、多種多様な取組を推進していく必要があります。

本市が推進してきたまちづくりは、SDGsの理念と合致するものであり、今後も「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的な視点で取り組むことが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



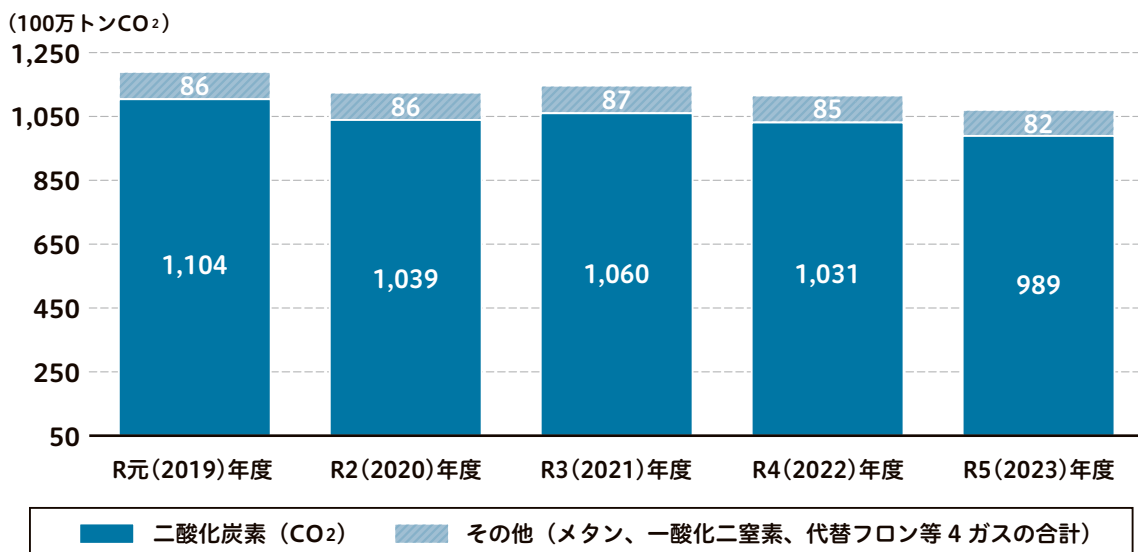
出典：国際連合広報センター

(12) カーボンニュートラル*の取組

平成27(2015)年にパリ協定*が採択され、世界共通の長期目標として、平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされています。これを受け令和2(2020)年10月、国は令和32(2050)年までに温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、本市においても令和3(2021)年に「ゼロカーボンシティ*」を表明しています。カーボンニュートラルの達成に向けては、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が引き続き取り組む必要があります。

特にエネルギー由来の温室効果ガスの排出を抑制するため、化石燃料*から再生可能エネルギー*等のクリーンエネルギー中心に転換し、エネルギー安定供給確保と経済成長・脱炭素の実現(GX)を目指し、再エネ・省エネ・蓄エネを推進する取組が求められます。

■ 全国の温室効果ガス排出量の推移



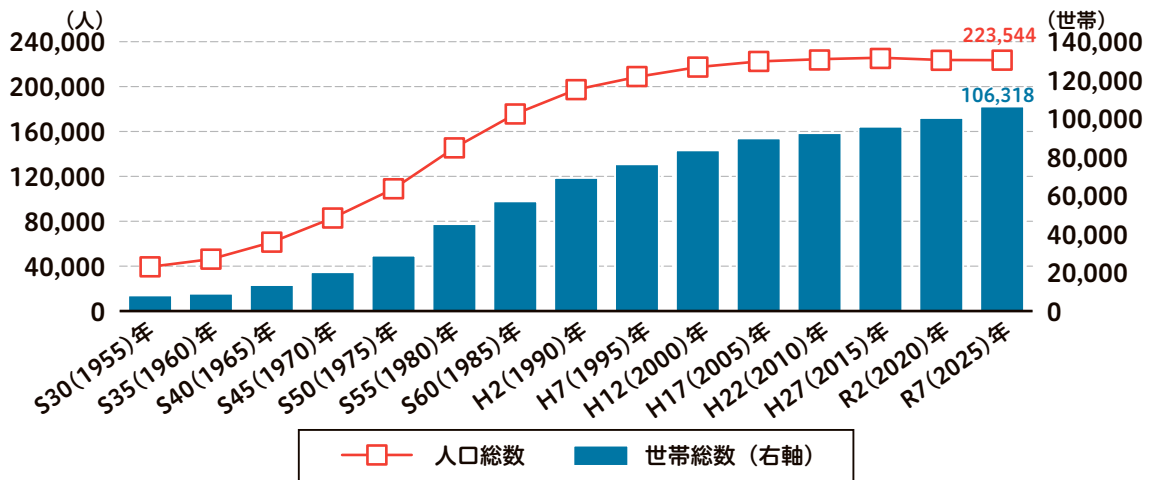
出典：環境省「温室効果ガス排出量」から作成

(1) 長期的な推移

人口総数は、5年ごとに実施される国勢調査のデータによると、昭和30(1955)年から長らく増加が続いていましたが、令和2(2020)年からは減少傾向に転じており、令和7(2025)年では223,544人となっています。

世帯数は、一貫して増加が続いており、令和7(2025)年では106,318世帯となっています。

■人口総数及び世帯数の長期的な推移



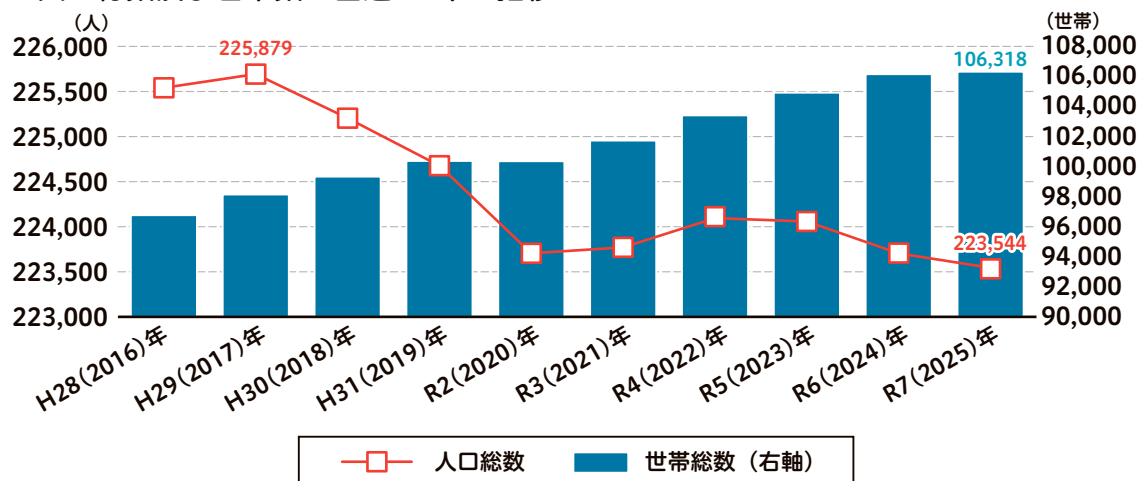
出典：「厚木市人口ビジョン」から作成

(2) 直近10年の推移

本市の人口総数は、平成29(2017)年12月に225,879人と最高値を記録した後、減少傾向に転じています。直近10年の年次別の人口総数を見ると、令和2(2020)年には大きく減少し、その後、令和4(2022)年にかけて一時的に微増したものの、全体としてはこの10年間で人口は減少しています。

直近10年の世帯数は、令和2(2020)年に一旦横ばいになったものの、一貫して増加傾向が続いています。

■人口総数及び世帯数の直近10年の推移



出典：「厚木市人口ビジョン」から作成

(3) 年齢4区別の推移

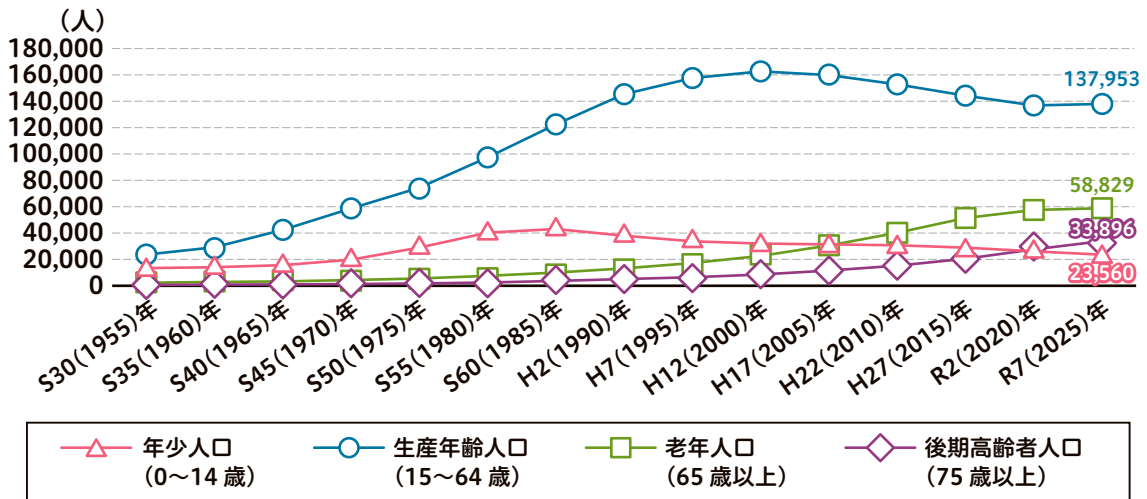
年少人口(0～14歳)は、平成2(1990)年以降緩やかに減少し、平成17(2005)年に老年人口(65歳以上)とほぼ同数となり、令和2(2020)年には後期高齢者人口(75歳以上)を下回っています。令和7(2025)年には23,560人となっており、人口総数の10.5%を占めています。

生産年齢人口(15～64歳)は、平成17(2005)年以降緩やかに減少しています。令和7(2025)年には137,953人となっており、人口総数の61.7%を占めています。

老年人口は、一貫して増加を続け、令和7(2025)年には58,829人となっており、人口総数の26.3%を占めています。特に、平成2(1990)年以降は急速に増加しており、平成27(2015)年以降、人口総数に対する老年人口の割合(高齢化率)は21%を超え、超高齢社会に突入しています。

後期高齢者人口は、一貫して増加を続け、令和7(2025)年には33,896人となっており、人口総数の15.2%を占めています。

■ 年齢4区別人口の長期的な推移



年次		年少人口割合	生産年齢人口割合	老年人口割合	後期高齢者人口割合
1955年	S30	34.1%	60.1%	5.9%	1.8%
1960年	S35	30.5%	63.2%	6.3%	2.0%
1965年	S40	25.5%	69.1%	5.4%	1.7%
1970年	S45	23.9%	70.8%	5.2%	1.6%
1975年	S50	26.6%	68.3%	5.1%	1.6%
1980年	S55	27.7%	67.0%	5.2%	1.7%
1985年	S60	24.5%	69.7%	5.7%	2.1%
1990年	H2	19.2%	73.7%	6.7%	2.6%
1995年	H7	16.2%	75.5%	8.3%	3.1%
2000年	H12	14.7%	74.8%	10.4%	3.9%
2005年	H17	14.1%	71.9%	13.8%	5.2%
2010年	H22	13.7%	68.1%	17.9%	6.8%
2015年	H27	12.8%	63.9%	22.8%	9.1%
2020年	R2	11.7%	61.2%	25.7%	12.3%
2025年	R7	10.5%	61.7%	26.3%	15.2%

※割合については、「人口総数(年齢不詳含む)」に対する各年齢区分の人口の割合を示しています。

※老年人口は、前期高齢者人口と後期高齢者人口の合計です。

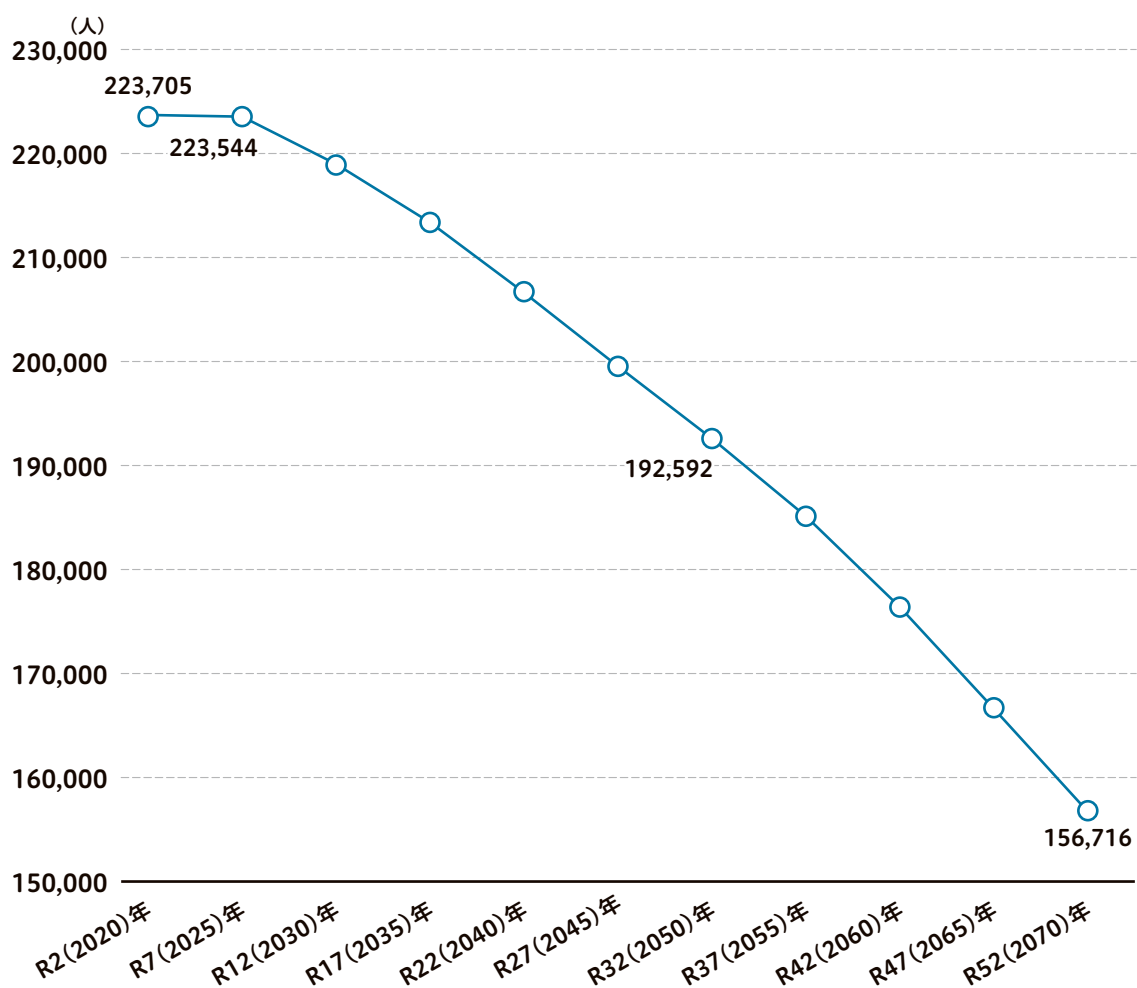
出典：「厚木市人口ビジョン」から作成

(1) 将来人口推計

ア 人口総数

「国立社会保障・人口問題研究所推計準拠*」の推計に基づき、本市が将来人口について独自に行った推計(厚木市推計)では、令和32(2050)年に192,592人、令和52(2070)年に156,716人となることが見込まれます。

■ 厚木市推計(人口総数)



出典：「厚木市人口ビジョン」から作成

イ 年齢4区分別人口

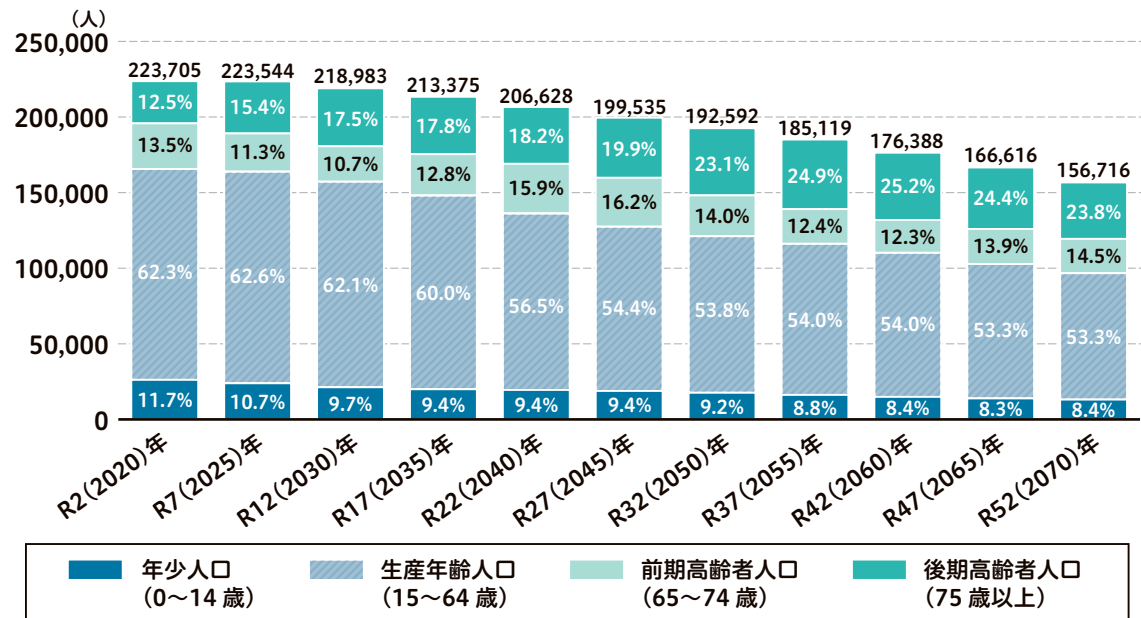
年少人口の構成割合は、令和2(2020)年の11.7%から令和32(2050)年には9.2%へと下降することが見込まれています。その後、下降傾向は弱まり、令和52(2070)年には8.4%となることを見込まれます。

生産年齢人口の構成割合は、令和2(2020)年の62.3%から令和32(2050)年には53.8%へと下降することが見込まれています。その後、下降傾向は弱まり、令和52(2070)年には53.3%となることを見込まれます。

老年人口の構成割合は、令和2(2020)年の26.0%から令和32(2050)年には37.1%へと上昇することが見込まれています。その後、上昇傾向は弱まり、令和52(2070)年には38.3%となることを見込まれます。

後期高齢者人口の構成割合は、令和2(2020)年の12.5%から令和32(2050)年には23.1%へと上昇することが見込まれます。その後、令和42(2060)年には25.2%まで上昇した後、令和52(2070)年には23.8%となることを見込まれます。

■ 厚木市推計（年齢4区分別人口）



※老年人口は、前期高齢者人口と後期高齢者人口の合計です。

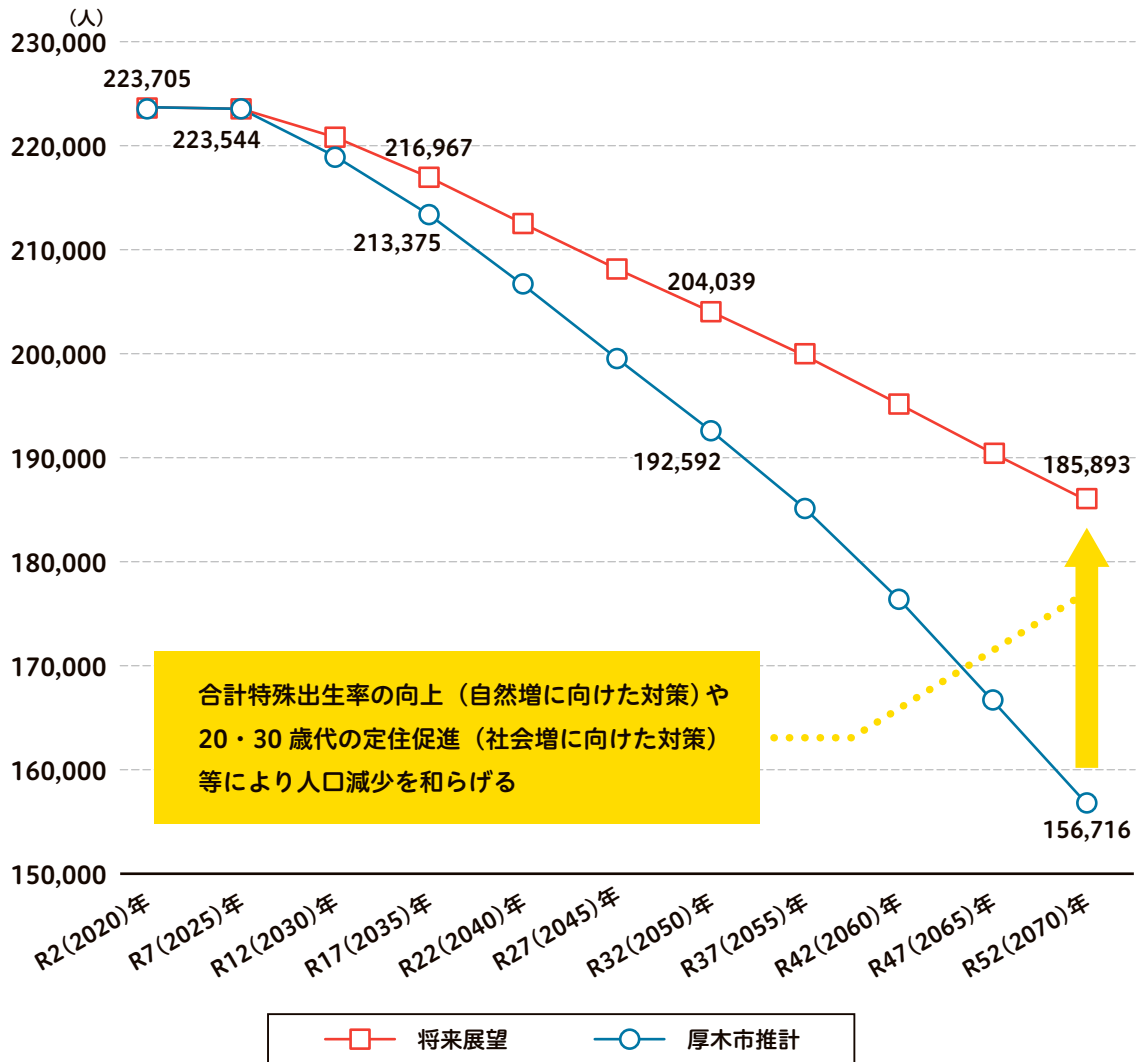
出典：「厚木市人口ビジョン」から作成

(2) 人口の将来展望

ア 人口総数

合計特殊出生率*の上昇や20・30歳代の転出抑制等に取り組むことにより、令和32(2050)年では204,039人、令和52(2070)年では185,893人をそれぞれの年次の目標人口とします。

■厚木市推計と将来展望



出典：「厚木市人口ビジョン」から作成

イ 年齢4区分別人口

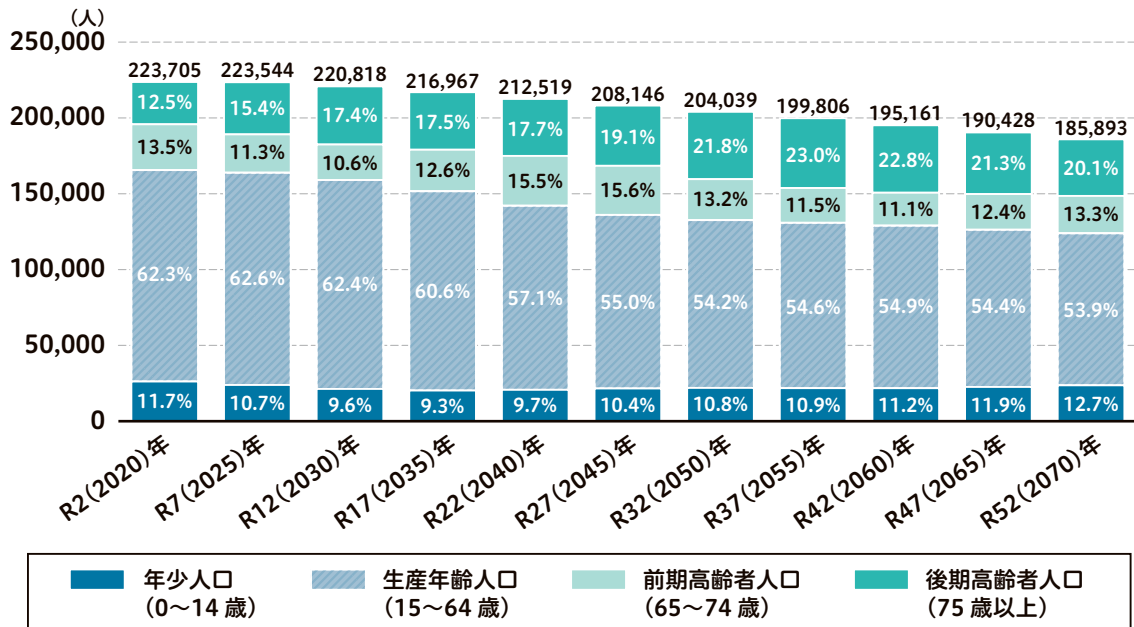
年少人口の構成割合は、令和2(2020)年の11.7%から下降傾向となり、令和22(2040)年以降は上昇に転じることを見込んでいます。

生産年齢人口の構成割合は、令和2(2020)年の62.3%から令和32(2050)年には54.2%に下降することを見込んでいます。その後、下降傾向は弱まり、令和52(2070)年には53.9%となることを見込んでいます。

老年人口の構成割合は、令和2(2020)年の26.0%から令和32(2050)年には35.0%まで上昇した後、令和52(2070)年には33.3%へと下降することを見込んでいます。

後期高齢者人口の構成割合は、令和2(2020)年の12.5%から令和37(2055)年には23.0%まで上昇することを見込んでいます。その後、令和52(2070)年に20.1%に下降することを見込んでいます。

■ 将来展望（年齢4区分別人口）



※老年人口は、前期高齢者人口と後期高齢者人口の合計です。小数点以下の端数処理等により、内訳の和と合計値が一致しない場合があります。

出典：「厚木市人口ビジョン」から作成

(1) 計画の趣旨

国は、人口減少時代の中、地域社会の維持や人口減少の克服という課題に対応するため、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年12月には、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び国の5か年の政策目標・施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本市においても、国の取組を踏まえ、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望と目指すべき将来の方向を示した「人口ビジョン」を策定するとともに、本市の実情に応じた人口減少を和らげるための施策を位置付ける「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)」を策定し、将来にわたって活力あるまちの維持・発展を目指して取組を進めてきました。

(2) 厚木市総合計画と総合戦略の関係

厚木市総合計画は、急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐため、将来の目標人口を設定し、本市が取り組む全ての施策を位置付け、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための計画です。

一方、総合戦略は、人口ビジョンの現状分析を踏まえ、「まち」「ひと」「しごと」の三つの視点での方向性・施策をまとめたものです。人口ビジョンで掲げた人口の将来展望の実現に向けた分野横断的な取組を位置付けています。

このように、両計画では人口減少という直面する大きな課題に対する施策を位置付け、その克服に向けた取組を進めていることから、中長期的な施策の方向性など共通する考え方を有しています。

(3) 厚木市総合計画と総合戦略の一体化

総合戦略については、人口減少・超高齢社会への対応を始め、厚木市総合計画におけるまちづくりの方向性と共通する目標を有していることから、総合計画と一体化し、計画の推進・進捗管理等を一体的に行うことにより、より効果的・効率的な運用を図っていかうとするものです。

地方創生10年のあゆみ

— 「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」これまでの取組と現状—

本市では、平成28(2016)年3月に「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって活力あるまちであり続けるための「地方創生」の取組を本格的にスタートさせました。「合計特殊出生率*の上昇」「定住促進」「雇用の創出」を基本方針に掲げ、市民や事業者の皆さんなど多様な主体と協働しながら、10年間にわたり施策を推進してきました。

その結果、定住促進の取組には一定の効果が確認され、また、雇用の創出は、地域経済の基盤強化につながりつつあります。一方で、合計特殊出生率については過去最低を更新するなど、依然として厳しい状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、本市では、三つの分野における取組を、第11次総合計画長期ビジョンにおいて、重点プロジェクト「住みたいまち」「育てたいまち」「働きたいまち」として再構成しました。将来都市像と人口の将来展望の実現に向け、引き続き、分野横断的に取組を展開していきます。

主な数値目標の実績

1 合計特殊出生率の上昇

[数値目標]

合計特殊出生率

現状値 H25

1.28



実績値 R4

1.15

2 定住促進（転入促進と転出抑制）

■第1期

H27(2015)年度～R2(2020)年度

[数値目標]

20歳代の転出超過数

現状値 H26

187人



実績値 R2

172人

■第2期

R3(2021)年度～R8(2026)年度

[数値目標]

20・30歳代の転入者数

現状値 R元

6,439人



実績値 R6

6,935人

転出者数

10,580人



10,108人

20・30歳代の転出者数

6,680人



6,403人

3 雇用の創出

■第1期

H27(2015)年度～R2(2020)年度

[数値目標]

事業所数

現状値 H26

9,994事業所



実績値 R元

11,955事業所

■第2期

R3(2021)年度～R8(2026)年度

[数値目標]

法人均等割納税義務者数

現状値 R元

7,310事業所



実績値 R6

7,910事業所

土地利用の視点

(1) 持続的に発展し続けるための土地利用

市内の広域をカバーするバス路線をいかした、コンパクト・プラス・ネットワーク*型の都市づくりの更なる充実を図り、誰もが快適に暮らすことができる生活空間を創造するとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、新たな産業の創出や新たな産業拠点の整備、広域的な交流による都市活力の活性化を図るなど、地域の個性や魅力をいかしながら、持続的に発展し続けるための土地利用を進めます。

(2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用

市民の生活に潤いとゆとりを与え、多様な生物が生息する本市の豊かな自然環境を次世代へと引き継いでいくとともに、農地の適正管理と保全を図ります。また、農地が有する多面的な機能を活用し、豊かな自然と生活空間が調和した土地利用を進めます。

さらに、緑地については、特別緑地保全地区を指定することで、災害対応機能や生物多様性*の確保など、緑地の質の向上、緑地の機能の維持及び増進を図ります。

(3) 安心・安全を実現するための土地利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の推進に向け、災害リスクを考慮した土地利用を進めます。

将来都市構造

基本的な土地利用の方針を示す「ゾーン」、にぎわいの創出や生活利便性の向上、産業の活性化を図る「拠点」、生活・産業活動・観光などにおける円滑な移動を支える「軸」により構成します。

■ 将来都市構造図



【拠点の整備方針】

1-都市中心拠点【本厚木駅周辺】

県央地域の自立をけん引する広域拠点都市として、商業・業務、行政及び文化などの多様な都市機能の集積や交通結節機能*の充実を図ります。また、居心地が良く、歩きたくなる市街地の創出による魅力ある拠点を形成します。

2-都市拠点【愛甲石田駅周辺】

地域住民の生活を支えるとともに、産業・地域交流拠点に近接する地域特性をいかした働く人の交流・滞留機能を有する都市拠点を形成します。また、地域の生活を支える商業・業務等の都市機能の集積と、駅へのアクセス性を高める周辺道路整備や快適で円滑な乗り換えが可能となる交通結節機能の充実を図ります。

3-産業・地域交流拠点【東部拠点、北部拠点、森の里拠点、玉川拠点、西部拠点、南部産業拠点】

インターチェンジに近接した立地条件をいかした多様な産業の集積を図り、防災機能を備えた拠点の形成を目指します。また、既存産業の操業環境の向上により、経済活動の活性化を図るとともに、周辺の住環境や自然環境との調和と、地域の特性をいかし、都市や地域の活力を生み出す土地利用を推進します。

4-地域生活拠点

郊外部などの地域の生活を支える拠点として、日常生活に必要な商業施設、福祉・医療施設などの生活利便施設の維持・誘導を図ります。また、コミュニティ交通*等の拠点として周辺地域の生活利便性を高めます。

各施策の成果指標の説明

施策	指標名	説明	算出基準
全施策	～と思う市民の割合	市民を対象としたアンケート調査において、該当する設問に対し、「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した市民の割合	年度
01 子育て	こども及び子育て当事者に対する施策の達成率	「厚木市こども・若者みらい計画」におけるこども及び子育て当事者に対する事業のうち、達成率90%以上の事業の割合	年度
02 学校教育	全国学力・学習状況調査*「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合の全国平均と本市平均の比較	「全国学力・学習状況調査」における「将来の夢や目標を持っている」という質問に対し、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合の全国平均と本市平均の差	年度
03 地域福祉	地域住民が主体となった居場所の箇所数(団体数)	地域住民同士の助け合いや居場所づくりを推進するため、地域住民が主体的に行う市内の団体等の数	年度
04 高齢者福祉	要介護*・要支援*認定率の上昇幅	本市における要介護・要支援認定者数が今後どのように増減するかを示した将来推計及び各年度の実績値について、令和6年度を基準とした両者の増加率を比較したときの差	年度
05 障がい者福祉	市内障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点*の登録数	障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護者不在等の緊急時や「親亡き後」の地域生活への移行時等に、居住支援等を行うことができる事業所の数	年度
06 保健・医療	日常生活に制限がある平均期間の短縮	本市における平均寿命から要介護2以上になるまでの期間である「平均自立期間」を差し引いた期間	年度
07 社会教育	地域や学校の活動に参加又は協力している市民の割合	市民を対象としたアンケート調査において、過去1年間に地域や学校行事に参加又は協力したと回答した市民の割合	年度
08 市民協働	自治会やボランティア・NPO*等の活動に参加している市民の割合	市民を対象としたアンケート調査において、過去1年間に自治会やボランティア、NPO等の活動に参加したと回答した市民の割合	年度
09 生涯学習	過去1年間に生涯学習活動に取り組んだ市民の割合	市民を対象としたアンケート調査において、過去1年間に生涯学習活動に取り組んだと回答した市民の割合	年度
10 人権・平和	偏見や差別により不快な経験をしたことがある市民の割合	市民を対象としたアンケート調査において、過去1年間に偏見や差別を受けたり、聞いたりして不快に思ったことがあると回答した市民の割合	年度
11 防災・減災	マイタイムライン*(住民一人一人の防災行動計画)を作成している市民の割合	市民を対象としたアンケート調査において、マイタイムラインを作成していると回答した市民の割合	年度
12 消防・救急	救急車の現場到着平均所要時間	厚木市消防本部において119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間の年間平均	暦年

施策	指標名	説明	算出基準
13 防犯	刑法犯認知件数*	本市における「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」、「知能犯」「風俗犯」及び「その他刑法犯」の年間の件数	暦年
14 交通安全	交通事故発生件数	市内道路における車両及び列車の交通によって起こされた人身事故の年間の件数	暦年
15 都市・交通	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率*	本市の全人口のうち1日30本以上の運行頻度のバス停から半径300m、同じ条件の鉄道駅から半径800mの「徒歩圏」に居住する人の割合	年度
16 道路	1・2級市道及び都市計画道路*の整備率	整備対象となる路線の全体事業費に対する各年度における執行額の割合(累計)	年度
17 基盤整備	土地区画整理事業施行認可の地区数	市内における土地区画整理事業の施行認可を受けた地区の数(累計)	年度
18 公園・緑地	市民一人当たりの公園及び緑地面積	市内の都市公園の総面積を本市の総人口で割って求めた面積	年度
19 産業・労働	事業所数 (経済センサス - 基礎調査)	本市における農林漁業に属する個人経営の事業所や家事サービス業などを除く事業所の数	暦年
20 商業	中心市街地の歩行者数	本厚木駅周辺を中心市街地において実施する通行量調査により把握する歩行者の数	年度
21 農業	市内の農家戸数	本市における経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯の数	暦年
22 温暖化対策	CO ₂ 削減割合 (2013年度比)	本市における平成25(2013)年度のCO ₂ 排出量と各年度のCO ₂ 排出量を比較したときの削減量の割合	年度
23 循環型社会*	あつあいクリーンセンター* における市内のごみ焼却量	厚木市、愛川町及び清川村の三市町村共同の新ごみ中間処理施設「あつあいクリーンセンター」において焼却処理されたごみのうち、本市内で発生したごみの量	年度
24 自然・ 生活環境	里地里山*保全活動認定 の対象面積	里地里山の保全活動を行う団体として市が認定している団体が、保全活動を行う箇所の面積の合計	年度
	BOD*(生物化学的酸素 要求量)の環境基準点 における環境基準達成率	市内の主な河川で毎月実施している水質調査において、BOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準を超過していない河川の割合	年度
25 スポーツ	運動やスポーツを週1回以上 行っている市民の割合	市民を対象としたアンケート調査において、運動、スポーツを週に1回以上行っていると回答した市民の割合	年度
26 文化芸術	市内で文化芸術に親しん でいる市民の割合	市民を対象としたアンケート調査において、過去1年間に市内で文化芸術に触れたと回答した市民の割合	年度
27 観光	市内の延べ観光客数	市内の観光地点、観光施設及び観光行事において実施する入込観光客調査により把握する観光客の数	暦年
28 魅力発信	SNS*登録者数	ソーシャルメディアのアカウントに登録している人の数	年度

会議等の開催経過

令和6(2024)年6月

- ・令和6年度第1回厚木市総合計画審議会
- ・第11次厚木市総合計画策定方針の策定
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング(自治会長)

令和6(2024)年7月

- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」①
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング(自治会長)

令和6(2024)年8月

- ・令和6年度第2回厚木市総合計画審議会
- ・令和6年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- ・令和6年度あつぎタウンミーティング(自治会長)

令和6(2024)年9月

- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」②
- ・新たな総合計画策定に向けた「未来つなぐワークショップ」

令和6(2024)年10月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」①
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」②

令和6(2024)年11月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」③
- ・新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」③
- ・新たな総合計画策定に向けた「中学・高校生によるワークショップ」
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」①
- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」②

令和6(2024)年12月

- ・新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」③

令和7(2025)年1月

- ・厚木市第10次総合計画市民検討会議委員との意見交換会

令和7(2025)年2月

- ・カーボンニュートラル*あつぎ未来プロジェクトとの意見交換会
- ・令和6年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和6年度第2回厚木市総合計画策定委員会

令和7(2025)年3月

- ・令和6年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部
- ・令和6年度第2回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

令和7(2025)年4月

- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部幹事会
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画策定委員会
- ・令和7年度第1回厚木市総合計画審議会

令和7(2025)年5月

- ・令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- ・第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画審議会

- ・令和7年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第2回厚木市総合計画策定委員会
- ・長期ビジョン(素案)の策定
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」①
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会①
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会②

令和7(2025)年6月

- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」②
- ・第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会③
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」③
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」④
- ・第11次厚木市総合計画策定に係るLINEアンケート
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画策定委員会
- ・長期ビジョン(原案)の策定
- ・厚木市総合計画審議会へ長期ビジョン(原案)を諮問
- ・令和7年度第3回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度あつぎタウンミーティング(自治会長)

令和7(2025)年7月

- ・令和7年度第2回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- ・令和7年度第4回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第5回厚木市総合計画審議会
- ・厚木市総合計画審議会から長期ビジョン(原案)の答申
- ・長期ビジョン(案)の策定
- ・令和7年度第4回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度あつぎタウンミーティング(自治会長)

令和7(2025)年8月

- ・令和7年度第4回厚木市総合計画策定委員会
- ・令和7年度あつぎタウンミーティング(自治会長)
- ・令和7年度第3回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

令和7(2025)年9月

- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン(案)に対するパブリックコメント(9/1～10/1)
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」①
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」②
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」③
- ・第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」④

令和7(2025)年10月

- ・令和7年度第5回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第6回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第5回厚木市総合計画策定委員会
- ・令和7年度第4回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

令和7(2025)年12月

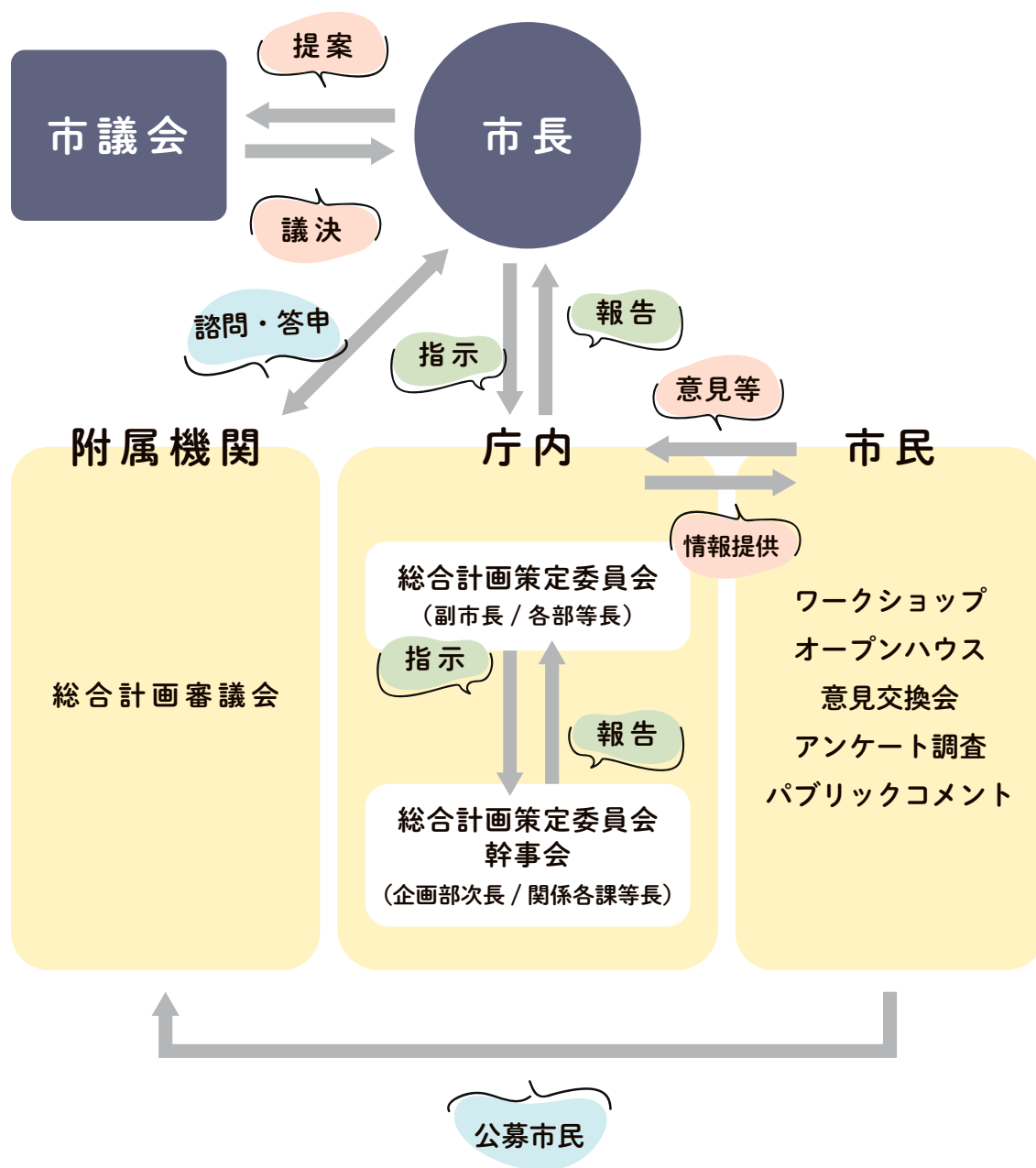
- ・長期ビジョン議決・策定

令和8(2026)年2月

- ・令和7年度第6回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- ・令和7年度第6回厚木市総合計画策定委員会

令和8(2026)年3月

- ・令和7年度第7回厚木市総合計画審議会
- ・令和7年度第5回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- ・第1期アクションプラン策定
- ・市議会に報告



10 厚木市総合計画審議会規則

昭和42年6月1日
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)に基づき設置された厚木市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 厚木市総合計画基本構想に関すること。
- (2) 厚木市総合計画基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画策定について、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織の代表
- (4) 関係行政機関の職員

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以下附則省略

厚木市総合計画審議会委員名簿

令和7年10月1日現在
(敬称略・順不同)

氏名	選出区分	備考
中村 幹夫	学識経験者	会長
伊藤 重文	住民自治組織の代表	職務代理
佐藤 典子	公募による市民	
浜崎 朝香	公募による市民	
宮崎 三男	公募による市民	
大矢 和人	学識経験者	
加賀谷 努	学識経験者	
高野 秀雄	学識経験者	
田中 博	学識経験者	
野元 優子	学識経験者	
宮崎 昌彦	学識経験者	
山口 和樹	学識経験者	
山本 稲子	学識経験者	
和縣 篤典	学識経験者	
水谷 俊輔	関係行政機関の職員	

〈退任委員〉

(敬称略・順不同)

氏名	選出区分	備考
黒岩 信	関係行政機関の職員	令和6年8月まで
高澤 真吾	学識経験者	令和6年9月まで
宮原 賢一	学識経験者	令和7年3月まで
大貫 盛雄	学識経験者	令和7年5月まで
三宅 正敬	学識経験者	令和7年6月まで

12

第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について(諮問)

令和7年6月25日

厚木市総合計画審議会
会長 中村 幹夫 様

厚木市長 山口 貴裕

第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について(諮問)

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案を策定しましたので、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

13 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（答申）

令和7年7月25日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市総合計画審議会
会長 中村 幹夫

第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（答申）

令和7年6月25日付けをもって諮問のありました第11次厚木市総合計画長期ビジョンについて、慎重かつ活発な議論を重ね、本審議会の意見を取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申

厚木市では、令和3年度から令和14年度までの12年間を計画期間とした第10次厚木市総合計画に基づき、将来都市像「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」の実現に向けて、まちづくりを進めている。

第10次厚木市総合計画が開始されてから今日までの間、新型コロナウイルス感染症の5類移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会・経済環境は大きく変化してきた。さらに、我が国の人口減少や高齢化は当初の想定を超えるペースで進行し、気象災害の激甚化、都心南部直下地震*の発生リスクの高まりなど、今後も新たな社会課題が生じるものと考えられる。

第11次厚木市総合計画では、市がこれからも活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちであり続けるために、こうした課題や変化を的確に把握し、新たなまちづくりの方向性を定める必要がある。

第11次厚木市総合計画は、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の二層により構成される方針が示されており、社会状況等の急速な変化に対して弾力的な運用が可能であるとともに、市民にとっても簡潔で分かりやすいものとなっている。

長期ビジョンは、自治基本条例*第16条第1項に規定する「基本構想」及び「これを具体化するための計画」の一部に相当し、将来都市像として「つながる未来都市 -A-T-S-U-G-I-」を掲げ、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指すこととしている。

この将来都市像の実現に向けて、第10次厚木市総合計画で進めてきた政策及び施策の体系を、より俯瞰的に見直すとともに、令和7年6月13日に閣議決定された国の「地方創生2.0基本構想」を踏まえて分野横断的な方向性の整理を行っている。こうした検討により新たに構築された政策及び施策の体系並びに重点プロジェクトは、市民、事業者、行政など多様なステークホルダーとの協働の観点に基づく包括的な内容となっており、将来都市像の実現に資する適切なものであると評価できる。

また、策定の過程では、市が積極的に進めている市民参加・市民協働の理念の下、公募市民などによるワークショップ、公共施設などでのオープンハウス、意見交換会、市の公式SNS*アカウントを活用したアンケート等を通じて幅広い意見の聴取に努め、計画に反映しており、市民と協働して策定を進める姿勢は高く評価できる。

こうした構成と過程を経て策定された第11次厚木市総合計画長期ビジョンの基本的な方向性と内容は、おおむね妥当であると判断できる。

今後の策定の進行においては、次の点に留意するとともに、引き続き、パブリックコメント等市民参加の機会を捉え、多くの市民の声を取り入れるよう心掛けられたい。

なお、本答申に示し得なかった審議過程における意見、要望等については、計画の策定や事業実施の際に、その趣旨をできる限り反映されたい。

また、今後策定するアクションプランについては、長期ビジョンに掲げる目標を達成するため、十分に検討されたい。

1 全体

使用する語句や文章表現、用語の統一などに充分配慮するとともに、専門用語等については注釈や解説を加えるなど、より分かりやすく工夫されたい。

2 序章

策定の背景については、人口減少・超高齢社会などの全国的な課題と併せて、市を取り巻く環境変化や新たな課題等、計画策定の前提となる多角的な現状認識も示されたい。また、子ども・若者、女性、外国籍などの特定の人に係る記載については、多様性を尊重する観点から、表現方法、項目分類などにおいて偏りのないよう記載されたい。

3 本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略

- (1) 人口の見通しについては、今後のまちづくりを進めていく上で市民と認識を共有する基礎資料であることから、データの要点を的確に捉えた客観的で分かりやすい表現とされたい。
- (2) 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、第11次厚木市総合計画と一体化するに当たり、「地方創生2.0基本構想」等の国が示す方針も鑑み、両者の位置付けを明確にされたい。

4 長期ビジョン

- (1) 重点プロジェクトについては、総合計画の取組の中からより重点的に取り組む分野を位置付けるものであることを明確にされたい。
- (2) 各施策の成果指標については、数値の取得方法、現状値の評価、目標値の設定根拠等の必要な説明を補記し、取組の方向性と成果が分かりやすいように内容を充実されたい。また、指標及び目標値を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うなど改善に努めることで、適切な施策の評価を図られたい。
- (3) 各施策の成果指標のうち、暮らしの変化を実感している市民の割合を指標とするものについては、目標値の設定に当たり達成の可能性及び目標値としての妥当性を踏まえた上で、行政の取組に対する市民の視点も考慮した検討を加えられたい。
- (4) 人口減少・超高齢社会が進展する中でも必要な行政サービスを提供できるように、生成AI、IoT等のデジタル技術の導入によるDX*の推進など、新たな取組を積極的に検討されたい。
- (5) 各施策の「みんなができること」について、記載する取組例は、市民及び事業者がイメージしやすく、より市民協働の推進につながるものとなるよう工夫されたい。

総合計画の策定に向け、普段市政に参加する機会が少なかった市民の皆さんから広く意見を聴取するため、ワークショップ、オープンハウス、意見交換会等を開催しました。

(1) ワークショップ

公募及び無作為抽出した市民の皆さん等を対象に、テーマに沿って参加者同士で語り合っていたワークショップを開催しました。

名 称	対象者	実施日	参加人数
あつぎ未来創造 プロジェクト	市内在住在勤在学の 中学生以上	令和6年10月12日(土)	29人 ※延べ79人
		令和6年10月26日(土)	
		令和6年11月2日(土)	
あつぎ女性 100人 プロジェクト	市内在住在勤在学の 中学生以上の女性	令和6年11月23日(土)	34人
		令和6年11月27日(水)	30人
		令和6年12月7日(土)	33人
未来つなぐ ワークショップ	インターンシップ等 実習生	令和6年9月26日(木)	16人
中学・高校生による ワークショップ	市内在住在学の 中学生、高校生	令和6年11月16日(土)	11人



(2) オープンハウス

市民の皆さんが多く集まるイベント会場や公共施設などでパネルを展示し、来場者から意見を伺いました。

内容	会場（イベント名称）	実施日	参加人数
まちの将来像 ※パネルにシールを貼っていただくアンケートを実施	厚木中央公園 （厚木北地区盆踊り大会）	令和6年7月27日（土）	190人
	あつぎ市民交流プラザ （あつぎSDGsフェスティバル2024）	令和6年9月23日（月） ※振替休日	398人
	本厚木駅前東口地下道 （CHiKaフェス2024）	令和6年11月9日（土）	250人
		令和6年11月10日（日）	191人
長期ビジョン （素案）	ぼうさいの丘公園	令和7年5月24日（土）	19人
	荻野運動公園 （スポーツなじみDAY）	令和7年6月1日（日）	20人
	荻野運動公園（夕焼け市）	令和7年6月11日（水）	26人
	保健福祉センター	令和7年6月13日（金）	6人
長期ビジョン案 ※パブリックコメントの周知も実施。（ ）内は周知人数	アミューあつぎ8階 屋内広場 sola	令和7年9月2日（火）	10人（15人）
	あつぎ郷土博物館	令和7年9月7日（日）	5人（7人）
	ふれあいプラザ	令和7年9月13日（土）	3人（50人）
	あつぎ市民交流プラザ （あつぎSDGsフェスティバル2025）	令和7年9月21日（日）	25人（115人）

(3) 意見交換会

総合計画長期ビジョンの策定について、市民の皆さんの意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例に基づき意見交換会を開催しました。

会場	実施日	参加人数
厚木市役所本庁舎 4階大会議室	令和7年5月30日（金）	20人
ぼうさいの丘公園センター施設 講義室 AB	令和7年5月31日（土）	6人
荻野運動公園会議室	令和7年6月7日（土）	9人

(4) LINE アンケート

総合計画長期ビジョンの策定に向け、より多くの市民の皆さんの意見等を聴取するため、厚木市公式LINEアカウントの登録者を対象としてアンケート調査を実施しました。

調査対象者	調査期間	回答件数
厚木市公式LINEアカウントの登録者のうち、メッセージの受信設定が有効である方	令和7年6月17日(火)から 6月22日(日)まで	526件

(5) パブリックコメント

第11次厚木市総合計画長期ビジョン(案)について、市民の皆さんの意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例に基づきパブリックコメント手続を実施しました。

意見等提出資格	意見募集期間	意見件数
<ul style="list-style-type: none">・市内に居住する方・市内に通学し、又は通勤する方・市内において活動する個人及び法人 その他の団体・市に納税の義務がある方	令和7年9月1日(月)から 10月1日(水)まで	97件

(6) 関係団体等との意見交換

第10次総合計画の策定に当たって設置した市民検討会議の委員を当時お務めいただいた方から改めて意見を伺いました。

また、あつぎ気候市民会議により作成した脱炭素市民アクションプラン実践のため設立された、カーボンニュートラル*あつぎ未来プロジェクトの運営委員との意見交換会を開催しました。

団体等	実施日	参加人数
第10次総合計画市民検討会議委員	令和7年1月30日(木)	18人
カーボンニュートラル あつぎ未来プロジェクト	令和7年2月6日(木)	11人

15 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要

(1) 目的

令和8(2026)年度を始期とする総合計画策定の基礎資料とするとともに、市民のまちづくりに対する考えや市民生活に密着した事項について、市民の意識やニーズを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査項目

ア 市民生活における実感度

分野	設問
① 子育て・教育	2項目
② 福祉・健康・コミュニティ	8項目
③ 安心・安全	4項目
④ 都市整備・産業	7項目
⑤ 環境	4項目
⑥ スポーツ・文化芸術・魅力	4項目

イ 市の取組に対する実感度・重要度

分野	設問
① 子育て・教育	2項目
② 福祉・健康・コミュニティ	8項目
③ 安心・安全	4項目
④ 都市整備・産業	7項目
⑤ 環境	4項目
⑥ スポーツ・文化芸術・魅力	4項目

(3) 調査対象者

厚木市在住の18歳以上の男女5,000人(外国人住民を含む。)

(4) 抽出方法

住民基本台帳を基に無作為抽出

(5) 調査方法

郵送配布、郵送又はインターネット回収

(6) 調査期間

令和7(2025)年5月14日(水)
から6月13日(金)まで

(7) 回収結果

2,116人(回収率42.3%)

(8) 調査結果

ア 市民生活における実感度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	そう思う	ややそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	そう思わない	実感している	実感していない
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子育て	こどもが切れ目のない支援によって、自分らしく健やかに育っている	15.2	38.6	33.6	10.2	2.4	53.8	12.6
	こどもたちが自ら学び成長する力を身につけられている	10.8	33.0	41.2	11.8	3.2	43.8	15.0
福祉・健康・コミュニティ	地域の人たちが、つながり、支え合い、一人一人を尊重している	7.9	32.4	34.6	20.1	5.0	40.3	25.1
	高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らしている	8.0	35.4	34.1	18.3	4.2	43.4	22.5
	障がい者が安心して暮らせている	6.0	27.5	41.3	19.2	6.0	33.5	25.2
	健康づくりの取組や医療体制の充実により、心身ともに健康に暮らしている	12.4	42.2	27.7	13.7	4.0	54.6	17.7
	地域で行われる多様な学習機会の充実により、住民が地域課題を主体的に解決できている	2.8	24.3	43.0	22.3	7.6	27.1	29.9
	市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題が解決できている	4.0	21.1	42.7	23.9	8.3	25.1	32.2
	生涯を通じた様々な学びを通して、豊かな暮らしをしている	6.3	30.0	37.0	20.4	6.3	36.3	26.7
人権や平和を尊重する意識を持ち、自分らしく暮らしている	13.3	40.7	31.0	11.2	3.8	54.0	15.0	
安心・安全	災害への備えが充実しており、安心して暮らせている	7.1	42.4	32.7	14.5	3.3	49.5	17.8
	消防・救急体制が整っており、安心して暮らせている	16.7	50.6	24.2	7.1	1.4	67.3	8.5
	犯罪への備えが充実しており、安心して暮らせている	5.1	30.5	33.5	23.7	7.2	35.6	30.9
	誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行している	5.7	25.0	27.9	30.2	11.2	30.7	41.4
都市整備・産業	移動や買い物など、生活が便利である	18.3	35.0	19.3	17.6	9.8	53.3	27.4
	安全で円滑な移動ができている	12.5	36.9	26.1	18.3	6.2	49.4	24.5
	新たな産業拠点が形成されている	4.8	22.8	35.4	26.7	10.3	27.6	37.0
	公園や緑地等の憩いの場が身近にあり、豊かに暮らしている	19.1	38.8	22.0	15.3	4.8	57.9	20.1
	市内企業や働く人への支援の充実により、安心して働くことができている	5.6	23.0	48.0	16.6	6.8	28.6	23.4
	魅力ある商店街・店舗が充実している	5.8	21.1	23.7	31.9	17.5	26.9	49.4
	新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物を消費できている	10.0	36.5	30.1	17.8	5.6	46.5	23.4
環境	再生可能エネルギー*の使用やエネルギーの効率的な使用により、環境に優しい暮らしをしている	5.9	23.4	44.1	19.4	7.2	29.3	26.6
	ごみの減量化・資源化に努め、環境への負荷の少ない暮らしをしている	12.9	49.7	26.2	8.6	2.6	62.6	11.2
	美しい自然環境が身近にあり、豊かな暮らしをしている	20.2	45.2	22.6	9.7	2.3	65.4	12.0
	清潔で快適な生活環境が整っている	15.3	45.2	29.1	7.5	2.9	60.5	10.4
スポーツ・魅力文化芸術	伝統文化、郷土芸能、文化財等が尊重され、保存・継承されている	14.5	45.1	26.7	11.0	2.7	59.6	13.7
	スポーツをする・みる・支えることを通じて、豊かに暮らしている	12.4	35.8	35.9	11.3	4.6	48.2	15.9
	観光によって地域が活性化している	4.4	23.0	30.1	31.0	11.5	27.4	42.5
	市内外に魅力が発信されることで、本市のイメージが向上している	8.2	28.8	32.5	23.1	7.4	37.0	30.5

イ 市の取組に対する実感度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	そう思う	ややそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	そう思わない	実感している	実感していない
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子育て 教育	子育て支援が充実している	20.3	41.3	30.5	6.3	1.6	61.6	7.9
	全ての子どもたちにとって学びやすい環境が整っている	11.0	34.5	41.8	9.9	2.8	45.5	12.7
福祉・健康・コミュニティ	地域での見守り、つながり、支え合い、一人一人を尊重するまちづくりが進んでいる	6.1	32.4	38.9	17.8	4.8	38.5	22.6
	高齢者が生きがいを持ち自分らしく生活できる取組が進んでいる	6.4	28.9	41.5	18.0	5.2	35.3	23.2
	障がいに対する理解促進や、障がい者への支援等が充実している	6.4	25.8	45.3	17.7	4.8	32.2	22.5
	心身ともに健康に暮らすための支援や医療体制が充実している	10.8	38.5	33.8	13.5	3.4	49.3	16.9
	地域の中で様々な知識や技能を習得できる学びの環境が整っている	4.7	22.6	44.4	20.7	7.6	27.3	28.3
	地域の課題解決に向けて、市民と行政との協働が進んでいる	3.3	19.4	47.1	21.6	8.6	22.7	30.2
	誰もが生涯を通じて様々な学びができる環境が充実している	4.0	21.5	46.3	20.9	7.3	25.5	28.2
	人権や平和への意識を啓発するための取組が進んでいる	3.2	17.2	49.5	22.8	7.3	20.4	30.1
安心・安全	災害に強いまちづくりが進んでいる	7.0	38.8	32.4	17.0	4.8	45.8	21.8
	消防・救急体制が充実している	17.6	48.4	26.9	5.9	1.2	66.0	7.1
	安心して暮らせる防犯のまちづくりが進んでいる	6.1	29.5	36.5	21.3	6.6	35.6	27.9
	交通安全の取組が進んでいる	7.3	31.8	34.0	20.0	6.9	39.1	26.9
都市整備・産業	日常生活での移動や必要な施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が整備されている	29.1	39.5	13.4	13.1	4.9	68.6	18.0
	円滑な通行ができる道路が整備されている	12.6	36.7	21.5	21.3	7.9	49.3	29.2
	新たな土地利用の計画が進んでいる	7.9	23.9	35.6	24.5	8.1	31.8	32.6
	公園や緑地等、憩いの場が充実している	15.5	36.1	23.1	19.1	6.2	51.6	25.3
	市内企業や働く・働きたい人への支援が充実している	5.0	17.7	44.1	24.3	8.9	22.7	33.2
	商店街への支援や空き店舗対策が進んでいる	3.6	10.6	29.2	40.9	15.7	14.2	56.6
	農業支援の充実により、市内産の農畜産物が提供されている	9.7	35.1	31.7	18.5	5.0	44.8	23.5
環境	再生可能エネルギー*の普及等の取組が進んでいる	4.9	20.7	45.1	23.2	6.1	25.6	29.3
	ごみの資源化・減量化の取組が進んでいる	13.8	41.2	29.0	12.8	3.2	55.0	16.0
	自然環境の保全と活用が進んでいる	9.0	29.3	43.2	14.4	4.1	38.3	18.5
	地域における美化清掃等の取組が進んでいる	15.2	39.5	30.7	11.1	3.5	54.7	14.6
スポーツ・魅力 文化芸術	伝統文化・郷土芸能や文化財に触れる機会があり、後世に伝えるための取組が進んでいる	5.5	27.6	37.4	22.3	7.2	33.1	29.5
	スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実している	7.6	30.8	34.2	21.8	5.6	38.4	27.4
	観光によるまちづくりが進んでいる	4.2	22.9	31.5	30.7	10.7	27.1	41.4
	市内外に厚木市の魅力が発信されている	5.1	23.5	31.8	30.0	9.6	28.6	39.6

イ 市の取組に対する重要度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	重要である	やや重要である	どちらでもない	あまり重要ではない	重要ではない	重要視している	重要視していない
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子育て	子育て支援が充実している	56.2	25.3	14.8	2.1	1.6	81.5	3.7
	全ての子どもたちにとって学びやすい環境が整っている	54.7	25.8	16.8	1.9	0.8	80.5	2.7
福祉・健康・コミュニティ	地域での見守り、つながり、支え合い、一人一人を尊重するまちづくりが進んでいる	39.4	41.1	17.4	1.7	0.4	80.5	2.1
	高齢者が生きがいを持ち自分らしく生活できる取組が進んでいる	38.8	38.6	18.5	2.2	1.9	77.4	4.1
	障がいに対する理解促進や、障がい者への支援等が充実している	43.3	35.4	18.6	2.0	0.7	78.7	2.7
	心身ともに健康に暮らすための支援や医療体制が充実している	57.4	30.6	11.1	0.3	0.6	88.0	0.9
	地域の中で様々な知識や技能を習得できる学びの環境が整っている	27.5	40.8	27.0	3.2	1.5	68.3	4.7
	地域の課題解決に向けて、市民と行政との協働が進んでいる	35.8	39.4	22.5	1.7	0.6	75.2	2.3
	誰もが生涯を通じて様々な学びができる環境が充実している	28.8	41.3	26.1	2.5	1.3	70.1	3.8
	人権や平和への意識を啓発するための取組が進んでいる	33.5	34.6	27.6	2.7	1.6	68.1	4.3
安心・安全	災害に強いまちづくりが進んでいる	70.2	22.1	6.3	1.1	0.3	92.3	1.4
	消防・救急体制が充実している	72.0	20.5	6.8	0.5	0.2	92.5	0.7
	安心して暮らせる防犯のまちづくりが進んでいる	71.1	21.1	6.7	0.8	0.3	92.2	1.1
	交通安全の取組が進んでいる	61.6	27.6	9.6	0.9	0.3	89.2	1.2
都市整備・産業	日常生活での移動や必要な施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が整備されている	59.7	32.4	6.8	1.0	0.1	92.1	1.1
	円滑な通行ができる道路が整備されている	56.2	34.2	8.6	0.9	0.1	90.4	1.0
	新たな土地利用の計画が進んでいる	23.7	37.6	30.5	5.4	2.8	61.3	8.2
	公園や緑地等、憩いの場が充実している	34.2	42.0	19.7	3.2	0.9	76.2	4.1
	市内企業や働く・働きたい人への支援が充実している	40.6	36.2	20.9	1.8	0.5	76.8	2.3
	商店街への支援や空き店舗対策が進んでいる	31.8	42.9	21.8	2.2	1.3	74.7	3.5
	農業支援の充実により、市内産の農畜産物が提供されている	35.3	41.4	20.7	2.0	0.6	76.7	2.6
環境	再生可能エネルギー*の普及等の取組が進んでいる	36.4	37.9	17.9	4.6	3.2	74.3	7.8
	ごみの資源化・減量化の取組が進んでいる	46.4	38.8	11.9	2.0	0.9	85.2	2.9
	自然環境の保全と活用が進んでいる	40.8	37.3	20.0	1.5	0.4	78.1	1.9
	地域における美化清掃等の取組が進んでいる	37.5	44.7	16.0	0.9	0.9	82.2	1.8
スポーツ・魅力・文化芸術	伝統文化・郷土芸能や文化財に触れる機会があり、後世に伝えるための取組が進んでいる	24.1	43.0	26.7	4.4	1.8	67.1	6.2
	スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実している	22.6	44.1	27.0	5.0	1.3	66.7	6.3
	観光によるまちづくりが進んでいる	25.7	42.5	23.8	5.9	2.1	68.2	8.0
	市内外に厚木市の魅力が発信されている	30.2	42.5	20.4	5.4	1.5	72.7	6.9

16 個別計画一覧

本市では、特定の行政課題に対応した様々な計画や指針を策定しています。これら個別の計画等の法令上の位置付けや計画の性格・期間などは様々ですが、総合計画を各分野において補完・具体化していくものと位置付け、総合計画の内容との整合性を確保するとともに、総合計画の推進と併せて、個別計画を推進することにより、施策の着実な展開を図ります。

分野等	個別計画名	計画期間等	概要
Ambitious 子育て ・教育	厚木市こども・若者みらい計画	令和7(2025)年度～ 令和11(2029)年度	「こども基本法」が目指す「こどもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げ、急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応し、全てのこども・若者が幸せに暮らせる社会の実現を目指す計画です。
	第3次厚木市教育振興基本計画	令和8(2026)年度～ 令和17(2035)年度	教育のあるべき姿として基本理念「未来を創る人づくり」掲げ、将来の予測が困難な時代を見据え、本市の将来を自分事として捉え、自らの力で創り上げていける人材の育成を目指す計画です。
Together 福祉・健康 ・コミュニティ	厚木市地域福祉計画(第6期)	令和6(2024)年度～ 令和8(2026)年度	「社会福祉法」に規定する「市町村地域福祉計画」であり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度*の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画です。 また、「再犯の防止等の推進に関する法律」に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画としています。
	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)	令和6(2024)年度～ 令和8(2026)年度	「老人福祉法」に規定する「市町村老人福祉計画」であり、本市における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「介護保険法」に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。
	厚木市障がい者福祉計画(第7期)	令和6(2024)年度～ 令和8(2026)年度	「障害者基本法」に規定する「市町村障害者計画」であり、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。 また、「障害者総合支援法」に規定する「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」に規定する「市町村障害児福祉計画」を包含した計画としています。
	厚木市自殺対策計画(第2期)	令和6(2024)年7月～ 令和11(2029)年6月	「自殺対策基本法」の趣旨や新たな自殺総合対策大綱に基づき、本市の自殺の現状と課題を明らかにした上で、本市における自殺対策の方向性や施策を定めた計画です。
	第3次健康食育あつぎプラン	令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度	地域包括ケア*社会の実現に向け、市民協働による健康づくりの施策展開を図るため、健康増進と食育推進の行動目標を定めた計画です。
	第4次厚木市男女共同参画計画	令和5(2023)年度～ 令和9(2027)年度	男女がお互いを尊重し、家庭、地域、職場など、あらゆる場で個人の能力を発揮することができ、生き生きと暮らせる社会の実現を目標とし、市民と行政が協働で取り組むことにより、男女共同参画の一層の推進を目指すための計画です。
	第3次厚木市生涯学習推進計画 第1期基本計画	令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度	生涯学習機会の充実を図り、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習活動に参加することができる環境整備を図るため、生涯学習事業を総合的に推進するための計画です。
	第4次厚木市子ども読書活動推進計画	令和6(2024)年度～ 令和10(2028)年度	国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次)」及び「第五次神奈川県子ども読書活動推進計画」を基本として、本市における子どもの読書活動をより一層推進し、「読書大好きあつぎっ子」を育てるための計画です。

分野等	個別計画名	計画期間等	概要
Safe 安心・安全	厚木市防災都市づくり計画	令和5(2023)年度～ 令和22(2040)年度	誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市を目指して、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、多様な災害に対応した防災都市づくりの基本方針及び具体的な施策等を示す計画です。
	厚木市国土強靱化地域計画	令和2(2020)年度策定 (令和6(2024)年度改定)	本市における防災及び減災施策を客観的に分析・整理し、防災及び減災施策の更なる充実を図ることで、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような、強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げることを目的とした計画です。
	厚木市地域防災計画	平成24(2012)年度策定 (令和4(2022)年度改定)	台風、地震、水害、火災、その他災害による人的被害を未然に防ぐために策定した市域の防災行政の指針となる計画です。 地域の防災を進め、市民の生命や財産を守り、社会秩序の維持と公共の福祉を確立することを目指します。
	厚木市国民保護計画	平成18(2006)年度策定 (平成30(2018)年度改定)	武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、武力攻撃や大規模テロなどへの平素からの備えを始め、警報の伝達や避難住民の誘導、避難住民等への救援について定めた計画です。
	厚木市災害廃棄物処理計画	平成30(2018)年度策定	大規模地震により発生した廃棄物処理を迅速かつ適正に行うことにより、災害時における市民の健康・安全の確保や速やかな復旧、復興を可能なものとするため、災害廃棄物の計画的かつ適正な処理に関する基本的事項を定めた計画です。
	厚木市耐震改修促進計画	令和4(2022)年度～ 令和12(2030)年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進する施策等を定めた計画です。
	第2期厚木市消防力整備計画	令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度	消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、令和3(2021)年度からの6年間の消防力の充実・強化に向けた取組の方向性を示す計画です。
	厚木市交通安全推進計画	令和4(2022)年度～ 令和8(2026)年度	本市の特徴的な取組であるセーフコミュニティの理念(事故やけがは偶然の結果でなく予防できる)の下、より具体的な施策を示し、誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる交通事故のないまちを目指す計画です。
Unique 都市整備 ・産業	厚木市都市計画マスタープラン	令和3(2021)年度～ 令和22(2040)年度	総合計画における都市づくりの分野を担う計画であり、令和22(2040)年度を目標年次とした中長期的な視点から、将来の都市像や都市づくりの方向性を示す計画です。
	厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク*推進計画	令和3(2021)年度～ 令和22(2040)年度	人口減少・超高齢社会が進展する中、持続可能な都市づくりを進めるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実」により、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指す計画です。
	あつぎの道づくり計画	令和3(2021)年度～ 令和14(2032)年度	市道の整備や改良、維持管理など道づくりの考え方を示した、12年間の道路に関する総合的な計画です。
	厚木市交通マスタープラン	令和3(2021)年度～ 令和22(2040)年度	都市計画マスタープランの分野別計画として、本市の顕在化している交通課題への対応とコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造をいかしたまちづくりに向けて、市民の移動円滑化の促進を目的とし、公共交通や道路ネットワーク等に関する交通施策を定める計画です。
	厚木市空き家等対策計画	令和4(2022)年度～ 令和8(2026)年度	空き家対策の基本的な考え方を示すとともに、空き家対策の全体像を市民に広く周知を図り、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
	厚木市住生活基本計画	令和5(2023)年度～ 令和14(2032)年度	住宅政策の基本理念や基本方針を定め、住宅政策を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向性を示す計画です。

分野等	個別計画名	計画期間等	概要
Unique 都市整備 ・産業	第二次厚木市住居表示整備事業計画	平成17(2005)年度策定	都市基盤整備の一環として、住居表示整備を円滑に進めるための基本となる計画です。
	本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画	令和4(2022)年度～令和22(2040)年度	官民一体となって、「2つの結節点から拡がり、豊かな日常の光景が点在する歩いて楽しいまち」を実現するため、まちづくりの方針やエリア別の目指すまちの姿などを定めた計画です。
	愛甲石田駅周辺まちづくり基本構想	令和4(2022)年度～令和22(2040)年度	官民一体となって、「身近に自然を感じ、みんなが心地よい時間を過ごせる、安全で快適なまち」を実現するため、都市拠点としてふさわしいまちづくりの方針を定めた構想です。
	厚木市移動円滑化基本構想	平成14(2002)年度策定	駅及びその周辺における重点的かつ一体的なバリアフリーを推進するための基本的方針をまとめた構想です。同構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、県公安委員会が、それぞれ特定事業計画を策定し、具体的にバリアフリー整備を行います。
	厚木市景観計画	平成21(2009)年度策定	「景観法」に基づき、良好な都市景観を形成するための方針を示し、周囲の景観に影響する行為に対する景観形成の方策を定めた計画です。
	第3次厚木市産業マスタープラン	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度	地域経済の活性化、継続的な産業振興、にぎわいのあるまちづくりの具体的な施策を推進するための計画です。
	厚木農業振興地域整備計画	昭和49(1974)年度策定(平成30(2018)年度改定)	農業振興地域における農業振興を図るため、「農用地利用計画」や「農業生産基盤の整備開発計画」などを示した計画です。
	厚木市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成6(1994)年度策定(令和5(2023)年度改定)	農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的・安定的な農業経営を支援、育成するための構想です。
	厚木市都市農業振興計画	平成30(2018)年度～令和9(2027)年度	持続可能な都市農業の創造、多面的機能の発揮と魅力ある新たな農畜産業の振興を図るための計画です。
Green 環境	厚木市環境基本計画	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度	「厚木市環境基本条例」に基づき、市の良好な環境を保全及び創造し、地球温暖化を始めとする環境諸問題の解決への貢献を果たすための総合的かつ計画的な環境行政の指針となる基幹的な計画です。 市民、事業者、民間団体・組織、行政が協働し、将来の望ましい環境の実現を目指します。
	厚木市地球温暖化対策実行計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度(令和4(2022)年度改定)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「神奈川県地球温暖化対策計画」など、国・県等の関連法・施策を踏まえ、本市の自然的・社会的条件を考慮しつつ、再生可能エネルギー*の導入や省エネルギーの推進など、温室効果ガス*排出削減に向けた具体的な施策を推進するための計画です。
	厚木市一般廃棄物処理基本計画	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度	循環型都市の実現に向け、更なるごみの減量・資源化を推進するとともに、生活排水に係る水質環境の向上を図るための計画です。
	みんなの生物多様性*～生物多様性あつぎ戦略 2024-2030～	令和6(2024)年度～令和12(2030)年度	生物多様性の保全及び回復に向け、市民等への普及促進を図り、計画的に施策を推進するとともに、市民、事業者及び関係機関の役割を定め、豊かな自然のめぐみを育む社会を実現するための地域戦略です。
	厚木市緑の基本計画	平成29(2017)年度～令和17(2035)年度	「都市緑地法」に基づき、緑地の保全、緑化の目標並びに緑化の推進などの基本方針及び施策を定め、本市の緑に関する将来を見据えた計画です。

分野等	個別計画名	計画期間等	概要
Inspire スポーツ・文化 芸術・魅力	第2次厚木市スポーツ推進計画	令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度	国の「スポーツ基本法」や「スポーツ基本計画」を踏まえ、社会情勢や市民ニーズ、ライフステージなど、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、本市のスポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に推進するための計画です。
	第2次厚木市文化芸術振興計画 第1期基本計画	令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度	「厚木市文化芸術振興条例」に基づき、市民等と行政が連携・協働し、基本理念「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」が目指すまちの姿の実現に向け、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための計画です。
	第2次厚木市観光振興計画	令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度	旅行形態の変化や旅行者ニーズの多様化、交通インフラの充実など、観光を取り巻く環境の変化に対応する新たな戦略を構築する計画です。
行財政運営 の五つの 基本姿勢	第7次厚木市行政改革大綱	令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度	社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスを提供するため、令和3(2021)年度からの6年間の行政改革の取組を定めた計画です。
	厚木市情報化推進計画 (2021～2026)	令和3(2021)年度～ 令和8(2026)年度	市民の利便性の向上や将来にわたる安定的な行財政運営の実現を目指し、ICT*の効果的な利活用を推進するため、令和3(2021)年度からの6年間の取組の方向性を示す計画です。
	厚木市公共施設最適化基本計画	平成27(2015)年度～ 令和36(2054)年度	今後の人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を推進するための計画です。

資料編

17 市民憲章など

(1) 厚木市民憲章 [昭和39(1964)年2月1日制定]

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

(2) 厚木市章

[昭和 30(1955) 年 3 月 22 日制定]

あつぎの3字と鮎3尾
をもってあの字型を図
案化し、市民の和合
と発展を象徴する。



(3) 市の花：さつき

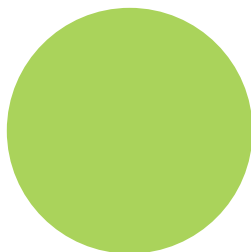
市の木：もみじ

[昭和 44(1969) 年 2 月 1 日制定]



(4) 市の色：きみどり

[昭和 60(1985) 年 5 月 25 日制定]



(5) 市の鳥：エナガ

[令和 8(2026) 年 2 月 1 日制定]



(6) 厚木市家庭のしつけ [昭和 44(1969) 年 2 月 1 日制定]

わたくしたちの厚木市があかるくすみよいまちに発展してゆくためには、こどもたちを善意に満ちた健全な家庭の中で「よりよい社会人」に成長させてゆくことが必要です。

親は正しい愛情をもち、正しい生活と家族相互の理解などをいつも心にかけてながら、こどもが自分で考え正しい判断をして、あかるく行動ができるようによい家庭の「しつけ」を実践してゆきましょう。

あいさつのできるこどもにそだてましょう。

ありがとうといえるこどもにそだてましょう。

めいわくをかけないこどもにそだてましょう。

きまりのよいこどもにそだてましょう。

こんぎづよいこどもにそだてましょう。

すすんでしごとをするこどもにそだてましょう。

なかよくするこどもにそだてましょう。

(7) 親孝行都市宣言 [昭和 49(1974) 年 4月1日告示]

厚木市は、先人の努力により県央の近代都市としてめざましい発展をしているが、住みよい郷土づくりの基底ともなるべき人間性をつちかうために従前より厚木市民憲章や家庭のしつけを制定してきた。

そうした中であって、さらに慈愛深き家庭のなかに育成される親子の関係の重要性にかんがみ、人間の生命をはぐくみ育ててきたものは親であることを再認識し、子は親に感謝するという心豊かな人間性の涵養を市民運動として展開するために「親孝行都市」を宣言する。

(8) あつぎ市民ふれあい都市宣言 [平成 27(2015) 年 2月1日告示]

厚木市は、先人のたゆまぬ努力により、自然と調和する都市として発展してきました。そして今、少子高齢化の進展や価値観の多様化により、人と人との関係が変化し、市民相互の絆きずながより大切になっています。

私たち一人一人が地域に関心を持ち、日頃から助け合い、市民協働により、身近な課題に取り組むことで、笑顔で暮らせる安心・安全なまちをつくることができます。

家庭や地域で思いやりの心を育み、ふるさと厚木を世代を超えて愛し、誇れるまちとするため、ここに「市民ふれあい都市」を宣言します。

ふれあいの家庭づくり

家族との絆きずなを深め、人を思いやる豊かな心を育み、ぬくもりのある「心ふれあう家庭」をつくりましょう。

ふれあいの地域づくり

地域に暮らし、働き、学ぶ中で、地域活動の輪を広げ、みんなで支え合う「心ふれあう地域」をつくりましょう。

ふれあいのまちづくり

人とのつながりの輪を広げ、希望に満ちた、未来に輝く「心ふれあうまち厚木」をつくりましょう。

18 用語解説

	語句	説明
英数字	BOD (Biochemical Oxygen Demand)	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の水質汚濁を測る代表的な指標
	DX (Digital Transformation)	「デジタル・トランスフォーメーション」の略で、「デジタルによる変革」を表す。デジタル技術によって、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
	GIGA スクール端末	児童・生徒1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とするGIGAスクール構想に位置付けられたタブレット端末など
	ICT (Information and Communication Technology)	情報通信技術と訳され、コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク及びこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどの総称
	NPO (Non-Profit Organization)	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。
	SNS (Social Networking Service)	登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス
あ行	あつあいクリーンセンター	新たなごみ中間処理施設として、令和7(2025)年12月から本稼働を開始
	あつぎ家庭の日	厚木市子ども育成条例において、家族の絆を大切にするために定めた日。毎月第3水曜日
	あつぎ協働大学	市内の大学や企業と連携し、それぞれの特色や専門性が高い講座を提供する事業
	インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、全ての子どもが同じ場で共に学び共に育つための教育
	インバウンド	外国人が日本に訪れる旅行
	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
	温室効果ガス	温室効果をもたらす気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など
か行	カーボンニュートラル	化石燃料などによる温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロになる状態
	外来生物	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって持ち込まれた生物
	輝き厚木塾	市民が趣味や仕事などを通じて学んだことを同じ市民に教える事業。市民講師が自主計画、自主運営する学習スタイルの講座
	化石燃料	石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源
	学校運営協議会	保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営について参画する機関
	家庭系ごみ	家庭の日常生活に伴って生じたもの

	語句	説明
か 行	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	全人口に対する公共交通カバー圏域(1日30本以上のバスが運行するバス停から300m圏と鉄道駅800m圏)に居住する人口の割合
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、人件費、扶助費、公債費。その支出が義務付けられ任意に削減できない、極めて硬直性の強い経費
	協働的な学び	こどもたちの多様な個性を最大限にいかす学び
	刑法犯認知件数	警察において発生を認知した事件の数
	県央相模川サミット	相模川流域に位置する6市町村(厚木市、相模原市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村)と、オブザーバーである神奈川県が連携し、河川の保全活用や災害対策など、共通の地域課題の解決を図る広域的な協議体
	県央やまなみ協議会	県央やまなみ地域の5市町村(厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村)に、神奈川県や民間企業、大学等がオブザーバーとして参加し、広域観光圏の確立や地域高規格道路の整備促進など、自治体の枠を超えて、多様な地域課題の解決を図る広域的な協議体
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
	公益的機能	土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら、良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全など、安全で快適な生活を送るために欠かせない環境保全機能
	合計特殊出生率	一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産むこどもの数の平均を示しており、出生の傾向を分析する際や、将来産まれてくると考えられるこどもの数を推計する際に用いられる。
	交通結節機能	異なる交通手段や複数の路線を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設(機能)のこと(鉄道駅、バスターミナルなど)。
	高付加価値型	通常のサービスなどに新しい価値を付け加え、利用者の満足度を高めること。
	公民連携	行政と民間企業、学術機関が協働で、それぞれの強みをいかした公共サービスの提供などを行うこと。
	国立社会保障・人口問題研究所推計準拠	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」に基づき、令和52(2070)年までの将来人口を推計したもの。この推計は、国勢調査結果に基づき、生残率、移動率、子ども女性比、0-4歳性比それぞれについて将来の仮定値を設定し将来人口を推計するコーホート要因法を採用している。 生残率…ある年齢の人口が5年後に生き残っている率 移動率…ある年齢の5年間の移動数(転入・転出数)を当該年齢の人口で割った値 子ども女性比…ある年の0-4歳の人口を、同年の15-49歳女性人口で割った値 0-4歳性比…ある年の0-4歳女性人口100人当たりの0-4歳男性人口
	子育てパスポートAYUCO	子育て世帯が会員登録して、市内の協賛店(サポーター店舗)で買物や飲食の際にAYUCOカードを提示すると、割引や特典などのサービスを受けられる制度
こどもまんなか月間	こどもや子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成するための期間	
個別最適な学び	多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく育成する学び	
コミュニティ交通	公共交通不便地域の解消等を図るために市町村等が主体的に計画する、路線バスを補完する乗り合いバスなど	
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少、超高齢社会が進展する中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確認し、市民が安心して暮らせるよう、公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。	
さ 行	再生可能エネルギー	太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスなどの温室効果ガスを排出せずに生産できるエネルギー
	在留資格「特定技能」	国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度

	語句	説明
さ 行	里地里山	自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域
	事業系ごみ	事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くもの
	自主防災組織	各地域で防災訓練等の自主防災活動を行う組織
	自助・共助・公助	自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」
	自然的土地利用	農地に加え、自然環境の保全のために維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用
	自治基本条例	厚木市の特色をいかしたまちづくりを行うためのルールとして、厚木市の自治を推進する上で最も尊重すべき条例。第16条第1項では、「市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画を策定するものとする。」と定めている。
	シティプロモーション	そこに住む地域住民の愛着の形成や自治体の知名度・イメージの向上を図る取組
	重要業績評価指標 (KPI)	目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標
	循環型社会	天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る人(「後見人」等)を選ぶことで、法律的に支援する制度
	生物多様性	地球上の多様な生き物が直接的又は間接的に支え合うことによるつながりのこと。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3種類の多様性からできている。
	ゼロカーボンシティ	令和32(2050)年にCO ₂ (二酸化炭素)を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体
全国学力・学習状況調査	義務教育における各学校段階の最終学年における到達度を把握するため、小学校第6学年、中学校第3学年の原則として全児童・生徒を対象に実施	
た 行	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
	地域生活支援拠点	障がい児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行の推進を担う機能などを備えた体制
	地域包括ケア	「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される」という考え方
	昼夜間人口比率	夜間人口に対する昼間人口の割合。100%を超過すると、昼間人口の方が多く、他自治体からの通勤・通学者数が他自治体への通勤・通学者数を上回っていることを示している。
	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪
	都市計画道路	将来の都市の発展を予想して都市計画法に基づき計画された道路
	都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用
	都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。東京湾北部地震に代わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、神奈川県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

	語 句	説 明
な 行	南海トラフ巨大地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。日本で発生が想定される最大級の地震であり、複数の巨大地震が時間差発生し、超広域にわたる甚大な被害が想定されている。本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。
は 行	ハザードマップ	被害軽減や防災対策に資する目的で、浸水想定区域、避難場所・避難経路、防災関係施設の位置等を表示した地図
	パリ協定	令和2(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられている。
	扶助費	社会保障制度として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費の性質別歳出の分類
	普通交付税不交付団体	地方公共団体の一般的な財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される普通交付税を交付されていない地方公共団体
	防災インフラ	災害による被害をできるだけ減らすため、洪水や土砂崩れ、津波などを直接的に防ぐ役割を持つ施設
ま 行	マイタイムライン	台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの
	メンタルヘルス	こころの健康状態
や 行	ゆるやかな見守り活動	「いつもと違う」「何かがおかしい」と感じるがあったら民生委員・児童委員や地域包括支援センター等に相談するなどの、地域で行う「さりげない」見守り
	要介護	身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態
	要支援	要介護状態の軽減、悪化防止に支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と私生活のバランスが取れ、どちらも充実している状態



第11次 厚木市総合計画

発行:厚木市

〒243-8511

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

[TEL] (046) 223-1511 (代)

[WEB] 厚木市公式HP
<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/index.html>



YouTube



LINE



Instagram



X

